

第8日目（6月7日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問時間制限は、市長等答弁時間を含め、1人当たりの質問総時間で60分以内とします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を経過しますとブザーが鳴り、質問の最中でもそこで終了となりますのでよろしくお願いいたします。なお、残時間が10分になりますと1鈴、5分になりますと2鈴が鳴り、モニターの色が赤くなりますので目安にしてください。

初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は、質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願いいたします。併せて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問事項についてのみ、まとめて行っていただきます。

また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手して、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、市長の質問及びそれに対する質問議員の答弁は、議員の質問時間に含めないこととします。よろしくお願いいたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 おはようございます。桑原圭美です。今定例会1番目ということで、しっかり質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策をということで質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響が市内経済を縮小してから約1年半になります。最も影響を受けている飲食業、観光業などが回復し市内に活気が戻るには、感染リスクの軽減につながるワクチン接種率を高めることが最も有効であると思います。金融の立場からすると、経済支援を各金融機関に任せるのではなく、国が責任を持ったことがよかったと思っておりますが、このままの状況が続けば倒産や廃業を止めることが難しくなります。

厳しい状況の中、昨年の秋にG o T oキャンペーンを実施して以降、株価は大きく値上がりしていますが、中でも自動車関連の製造業やアニメのコンテンツ産業は大幅な増収に転じています。経済が大きく二極化している中で、地元経済をどう守っていくかは非常に大きな課題となり、これ以上長期化すると国内も市内もどうなるか分からない状況になると思われ

ます。今回は地元経済の保護と育成について質問したいと思います。

1、市内の景気動向を把握し、行政としてどのようなことをしなければならないか方向性を示すことができるか。

2、大型店の進出が進むが、地元経済にとってどのような影響があるか分析しているか。

3、景気判断は悪化傾向と回答している企業が多い。雇用、売上げの維持、金融面に関して支援策を考えているか。

以上になります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。それでは、桑原議員のご質問に答えていきたいと思ひます。今日、確かお誕生日だったと思ひます。おめでとうございます。プレゼントにふさわしくなるような、いいやり取りをしたいと思ひております。

コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

早速であります、コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策をとということであり、1点目から3点目まで順次答えてまいります。

市内の景気動向の把握、行政としてどのようなことをしなければならないか方向性を示すことができるかということですが、財務省新潟財務事務所から3か月に一度出されております令和3年4月の新潟県内の経済情勢報告——議員も多分関心があつてご覧になっているのではないと思ひますが、総括判断として「県内経済については、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中、一部に弱さが見られるものの、持ち直しつつある」と報告されています。令和3年1月の判断と比較して、企業の生産活動や雇用情勢は若干改善しているものの、感染症拡大により人や物の動きが制限され、経済活動も抑制されていることから、この中では個人消費や企業収益は上向いておらず、依然として厳しい情勢が継続していると我々も認識しています。

しかしながら、この南魚沼市においてであります。この感染症の影響について商工会、観光協会などを通じまして市内の事業者の皆さんへのアンケート調査を、先月、5月に実施し、現在、状況の把握に努めているところです。結果を取りまとめているところですが、大づかみに申し上げますと、飲食店、宿泊業、小売業など個人消費者向けの産業からは影響が依然として継続しており、客数の減少が戻らないといった回答を多く頂いています。特に観光関連産業では、4月25日、東京都に3回目の緊急事態宣言が発動されたことで、グリーンシーズンに向けた誘客に大きな影響が出ているものと考えています。3月21日に2回目の緊急事態宣言が解除されてからわずか1か月での再発動ということから、厳しい状況は途切れることなく続いているものと認識しています。

加えて本市としても、連休明けの人流の拡大によりまして、その後、一番多い日は9人という感染者の拡大があつたということから、この日から市内の多くの飲食店の皆さんの明かりが再び真っ暗になってしまったという状況に、本当に心を痛めているところであります。

市としては、引き続き市内外の景気動向の把握にも努めながら、消費喚起、観光誘致支援といった市内事業者支援を実施し、感染予防と経済の両立を図っていかねばならないと考えているところでございます。

今ほど議員からもお話を頂きました経済支援であります、一番の支援はワクチン接種の完全なる遂行以外にないと考えています。まずはそのことを、市としては最大限そこに傾注してまいりたいと考えているところであります。

2つ目のご質問の大型店の進出のことで、地元経済にどのような影響があるか、というふうには分析をしているかということですが、大型店の進出が進んでいます。地元経済の影響についての分析としては、市内ではいわゆる六日町中心市街地を外れた国道17号沿いを中心に大型店舗の進出が続いています。現在非常に大きなものが2つ、そこには複合的にまた違う店舗も入ってきますので、ちょっとこれまでにないような動きになってくるのではないかと考えています。人や消費活動の流れが変わることによりまして、少なからずご心配の向きだと思いますが、中心市街地の人通り、また地元事業者の売上げに影響が出るのが考えられます。一方で、市民にとっての暮らしやすさとか、また、雇用の増加といった面も影響が出ると。これは両面がやはりあるのではないかと考えています。

新潟県が行っている、令和元年度県民買い物意識調査というのがありまして、これもご覧になっているかもしれません。これは南魚沼市単独ではちょっと調べられないのですけれども、魚沼地域ですね。ここが各ブロックで意識調査の結果が出てくるのですけれども、魚沼地域では7割の方が、日常の食料品または日用品の主な購入先として大型店を利用していると回答しています。これはちょっと驚くべき数字です。裏づけているなと思います。地域内での消費循環が我々の思う、全体に、というようなところからは少しかけ離れているものがあると。なかなかうまく回っていないと認識しています。

ただ、六日町中心市街地の問題というような捉え方ではなくて、私どもとしてはむしろ市外の大型商業施設——例えば近隣市もあるかもしれませんが、多くは長岡等々。この間、新潟に行ったら——昨年、キャンペーンに行ったのですけれども、新潟のお店で南魚沼市民の方がいっぱいいてびっくりしました。こういうこともあります。それは非常に広がりがあるのではないかと。

加えてコロナ禍で非常に顕著になってきていますが、ネット通信販売の利用拡大。このほうがはるかに今後の地元経済に与える影響は大きいものと私は考えています。今後、この感染症の収束時には、オンラインショップでの購入が新しい生活様式として筆頭に挙がってくるのではないかと。そして、消費行動の変容によることが顕著になってくるのではないかと。なので、事業者の皆さんご自身も、それぞれが消費者のニーズを捉えて工夫していく、そういう時代を迎えていると考えています。

3つ目のご質問であります。景気判断は悪化傾向と回答している企業が多い。そのとおりでありますが、雇用や売上げの維持、金融面に関する支援策であります。当市の支援策については、国や県を上回る制度を市独自で設けるということは、なかなか難しいことはご

理解いただけると思います。国県の経済支援策をよく見定めながら、今、進めてきています。現在、市の新卒者雇用促進事業補助金によりコロナ禍にあっても新卒者採用の推進に努めるとともに、例えばお話の金融面で言いますと、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、県セーフティネット資金などの融資制度の申込み期限が延長されたということから、県セーフティネット資金への信用保証料の補給を実施しています。また、今月 21 日から——間もなくであります、いよいよプレミアム付商品券、いわゆる地域振興券の発売を開始いたします。これから順次、市民の皆さんに、購入できるはがきを送付するということとさせていただきます。消費喚起による市内事業者の皆さんへの支援を進めていくこととしていきます。

宿泊施設をはじめとした観光業への支援につきましては、首都圏、また県内を含めた感染状況や国県による移動の制限がありますが、ワクチン接種の進捗状況などを極めて冷静に見極めながら、実施の時期を見定めてまいりたいと考えています。ここがポイントだと思います。時期を逸してはならない、早過ぎてもならない。この難しさがあると思っております、これについては今ほど申し上げた状況を勘案して果敢に取り組む予定でおりますので、ぜひとも、議会の皆さんからもご協力を得たいと考えております。スピード感が大事だと思っております。

以上です。

○議 長 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。では、1 個 1 個進めていきたいと思っております。まず、1 番目の答弁で、やはりワクチン接種が大事だということを、私も認識しております。市内の景気動向の把握で個人消費がまだ戻らないという中においては、やはりワクチン接種を進めていくのが非常に重要かと思っております。

落ち込んでいる企業への支援という切り口ではなくて、今日は少し切り口を変えた質問を試みたいと思っております。市内の製造業がもう回復基調にあります。市内もそうですが、国レベルでも回復が早かったのは製造業と言われております。

市内は今 4,796 人の製造業従事者がおりまして、現金給与は 150 億円、出荷高が 950 億円です。これは農業と比較にならないくらいでありまして、私は紛れもなく当市の基幹産業は製造業であるという認識を持っております。製造業に対する積極的な投資を考えてみてはいかがでしょうか、という質問ですけれども。雇用の促進、用地の確保、減税面、また通勤の環境の整備等を促して市が積極的に投資することによって、好調な業種に市を下支えしていただくという考え方が必要かと思っておりますが、その点は市長、どうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

議員お話のとおりだと思います。今ほどの数字も把握しております。基幹産業はまたいろいろな位置づけがあるのだと思うのだけれども、出荷額を見ても断トツです。そして一番大

事なのは、ここに雇用されている皆さんの数はほかと比較にならないというのがあります。ただ、それだけがよくてほかがおろそかでも困るわけでありますが、そういうふうに聞いていただきたいのですけれども。

では、議員もいろいろそういう意味では、前の経験では金融機関にいたこともあるのでよくご存じだと思いますが、どういう支援策ができるか。これまでのような企業誘致とかではなくて、内需というか内側の皆さんをどうやって支えて伸ばしていくかという視点が、以前は足りていなかった。そういう反省もありまして、市長就任後、製造業の皆さんにずっといろいろな話をしてまいりました。

その原点に立って今ようやく——もう2年前になるわけですが、昨年、一番活発に始めようと思っていたのだけれども、なかなかコロナ禍で人が集まることができなかったという残念はありましたが、製造業の皆さんの会をつくってもらいました。自発的な形でも歩みを進めてもらっていますが、ここも含めて経営者の社長さん方やそこに働く中堅の皆さんとも非常に顔と顔を合わせられる関係ができてきて、一番望みたいのは、その製造業の会で私が一番求めているのは政策提言です。

我々が、という考え方だけではなくて、地元のそういう皆さんがどういう思いで、どういうことを展開してほしいということをやはり聞き取っていかうと思っております、これらに基づいていい案も出てきております。例えば5Gの問題とかも取り沙汰ありますが、加えてデータをいろいろな市内にそういう集約できる、個々の企業ではできないことを行政が心を持って頑張してほしいというような声も直接お聞きする機会が増えてまいりました。これらに基づいて進めていければと思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

市長が就任されてからの製造業の会議が——私も全て把握してはいないのですけれども、すごくいい会議を持ったと思っております。やはりこれだけの雇用と現金給与が入ってくる。出荷高がもう1,000億円近いと、こういったところを生かして伸ばしていくということが、まさに市内景気内需拡大につながると思いますし、雇用も安定してくると思っておりますので、この部分は大いに期待して見守りたいと思っております。

次の質問に入ります。大型店の進出が進むが、地元経済にとってどんな影響があるかということですが、先ほどの答弁のとおりであるかなと思われました。1点、魚沼地域ということに限定すると、かなりの方が大型店で消費していると、これが市内の税収とか雇用に直接的にいい影響があればすごく歓迎できるかと思っておりますが、私が危惧するのは、この経済状況においても出店がさらに続くということです。どんどんドラッグストアなんかが出てきて、本当に市内の小売店の業者の方は一体どうなっているのか、この不安を市のほうに訴えているのか、そんなところが分かったらちょっとお聞きしたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

この後、担当している部、課の皆さんからもちょっと話をしてもらいたと思いますが、把握状況。私も昨日ですけれども、めったに買物に行かないのですが、あるドラッグストアさんに行ったら、ドラッグはほんの一部、あとはまるきりスーパーです。そして酒屋さんも併せ持っている。この中で市の状況を見るとこういう出店形態が多くて、今、多分議員が心配されている向きの、だと思っているのですけれども、こういう何ていうのですか、競争の激化というか、こういったものが果たしてどうなのか。

先ほどは大型店の出店の話をしましたが、私がまだ言えませんが、把握している中では2件ほど非常に市内にあってほしい、なければ困ると思っている業態の先々の不安が今、把握しています、ちょっと具体名は言えませんが。こういうこともあって、非常に出店もありがたいことだという面も反面あるわけですが、一方で果たしてこの経済、購買力というか、そういったものを勘案した場合にどの辺が一番いいのかは——市場の原理で当然企業の競争は当たり前ですけれども、少し地域全体を見渡している市長職としては、いささかちょっと心配の種もあるということでございます。

このほかにつきましては、担当の部長もしくは課長に答えさせます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

今の商店街関係を含めた状況ということですが、コロナ禍において幾つか、かなり事業者さんからのご相談とかお話は頂いています。ただ、平成20年から平成25年頃にあった中心市街地活性化のような話は、なかなか今はございません。どちらかというところだとコロナ禍ですので、各事業者がどういうふうに関後の事業を続けていけるか、それに対しての手をどう打ってもらえるかという、そういう議論が今は多いです。

実際に大型店舗ができることによって、間違いなく個人商店とかには人が行かなくなる傾向はあるのですけれども、やはり買い物意識調査等の中の議論の中にもあるのですけれども、駐車場の問題ですとか、あとはやはり公共交通機関ですね——バスとかそういう問題が非常にあるというのがもう常態化している中で、事業者さんはそれはもうしっかり分かっているところなので、個人事業者それから商店街についても、新型コロナウイルスの問題は非常に言われますけれども、それ以外についてはあまり商店街で、団体でこちらのほうへお話に来られるというケースはあまりない状態です。

以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

非常によく分かりました。私も前の職場が本当に個人商店を中心にお世話になっていた関係がありまして、非常に心配される声もございます。一方で市内の暮らしが向上するような場面も多々ありますので、この辺は本当にバランスよく見ていていただきたいと思っております。

3番の質問に入ります。産業建設委員会の資料を拝見しましたところ、景気判断は悪化傾

向と答えている企業が市内には多かったです。雇用、売上げの維持、金融面に関しての支援策がどうしてもまだ必要なのかと思っております。

国内全体で見ますと、株価の動向を見ると2012年12月26日に安倍政権が誕生したときは株価が日経平均1万400円、安倍さんが去年退陣した9月16日は2万4,400円、非常に景気は上向いております。ただ、それが地方の末端にまで好景気を感じるようなことはありませんでした。この好景気が非常に地域の末端まで行き届くような政策を促すためにも、市の政策は非常に重要になるかと思えます。

国内の産業構造は99.7%、ほぼ中小零細企業でございまして、自助努力には限界があります。そこでコロナ禍での倒産件数は意外と少ないです。中小企業庁の資料を見ましたところ、廃業の理由は新型コロナウイルスではない。後継者不足と人手不足で廃業しているという結果が出ております。この辺を市のほうはどのように把握して、対策を取れる部分があればお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

すみません、非常に難しい問題だと思っております。今、起業を呼び起こそうということで市はいろいろ取組をしていますが、果たしてこれが世の流れを全部止めるほどの、これまでのことを止めるほどのことにすぐに置き換えられるかということ、そういうことではありませんが。しかし、その次の担い手の問題とか——例えばその業態が担い手の方がいない場合、居抜きでその業態を引き継ぐような制度とか。地域にとってなければならない、そういう事業形態であれば、担い手がないから店を畳んでいただくのが正解ではないわけであって、そういったことに心を配ったり、起業家を育てて新たなそれを補完していく地域内の業態を起こしていくとか、いろいろあると思っておりますが、私はちょっと今ここでパッと全部答えられない。申し訳ございません。

担当部のほうでもちょっと思いがあるかもしれませんので、あったら答えてもらいたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

非常に難しい問題かと思えます。当市、この地域については、新潟県内でも元々有効求人倍率が高く、いろいろな業種に対してもう人手不足が生じていると。昨年来からコロナ禍ですけれども、実際にコロナ禍ではあっても、やはりおっしゃるとおりに後継者不足ですとか、あと労働者不足は非常に深刻化しています。

ですので、市内のある程度の企業については、もうここには見切りをつけて、やはり新型コロナウイルスの収束にもよりますけれども、国外からの労働者を受け入れるということにかなりかじを切っています。私どもとしまして、そういうところをやはり応援できる作業、支援策になるのか、そういうところを非常に検討していかなければいけないと考えております。現状としてはそんな形で認識しています。

以上です。

○議 長 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

後継者と人手不足は非常に難しい問題ですけれども、今、外国人の労働者という観点が出てきましたので、そこはすごく期待が持てるのかと思っております。

次の質問ですけれども、中小企業庁も言っている——これは皆さんも感じているところだと思いますが、特にちょっと厳しい業界を挙げていきたいと思うのですけれども、タクシーとかバスの関係です。路線バスはここ 10 年で 1 万 4,000 キロメートルの廃線をしているということで、言うまでもない状況です。ただ、バス業界は国の補助があります。タクシーは非常に本当に厳しい状況で、コロナ禍で飲食が減れば必然的に需要も減ることが当然分かるわけですけれども、今回、六日町駅の利用者数にちょっと注目してみました。

六日町駅の利用者は常時 5,500 人くらいです。浦佐駅が 1,400 人、塩沢駅が 600 人。これが平成に入ってからずっと変わらないのですけれども、六日町駅は平成 27 年の特急はくたかの廃止によって 4,000 人くらい減ってしまったと。翌年から 4,000 人減で、令和元年も 1,700 人の利用でした。こういう外的な事由によって業界がすごく冷え込んでしまうのは、非常に厳しい、どこの自治体も抱えているのかもしれませんが、コロナ対策で積極的に支援しているのも非常にいいことですが、公共交通的にもっと幅広く利用できるような考え方を当然持つておられると思うのです。そこを少し踏み込んだタクシーの利用を検討できないものかということで質問してみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

急に何か答えている感じがあって、答えになるのかどうか分かりませんが、コロナ禍によって非常に重要な視点としてあるのが、テレワーク的な会議、こういったものが当たり前になってきてしまいました。いい面もあるのです。しかし、地方に人の流れということも、それであるのですけれども、1 つには、逆に言えば我々東京ばかりを見ていますが、例えば東京からこちらに来る人もいるわけです。ということではないでしょうか。

だから、そういう中で業態の変化は、必然的にすぐやってくる。もう既に今始まっている状況が、コロナ収束後もある程度そういうこともあると思います。そういう中での企業の問題とか、それに附帯するその目的地までのタクシー利用だとかありますが、私がもしもタクシーの業界のことを、自分の思いを語れと言われれば、これまでのようなそういう利用の仕方だけではない、お年寄りの足の問題が例えばあります。医療機関への例えば——自分で移動のできる足がないという問題とか、一方ではお年寄りがいっぱいになってきて免許証返納の話があったりします。

こういう中にまずは業界の皆さんとしても、いろいろな将来思考で物を考えなければいけないとも思いますし、様々あるのではなかろうかと思えます。それは別にタクシー業界の方だけの問題ではありませんが、これらと地域を守るという行政の立場でこういったことをど

ういうふうを考えなければいけないか。まさにそういうことを始めているという気もしているのですが、そういうことがこれから非常に大きなテーマになってくるのではなかろうかと考えています。

以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

ここも非常に難しい部分ではあると思うのですが、先ほど来、市長がおっしゃっているような内需拡大という観点があれば、何とか外部からの人が来るということが減ったとしても、この業界は何とか維持できる方法があるのではないかと考えております。

次は飲食業とかの不振に移りたいのですが、今、市場が非常に寂しい状況になっていて、いかに飲食・宿泊が減っているのかなということが市場に行くによく分かります。景気回復して新型コロナウイルスを乗り越えて、またこの地域が活気づくためにも、非常に食品の流通は重要な部分になるかと思うのですが、今ちょっと仕事が少ない、流通も少ない中で、食材の学校給食への提供を考えられないものかと思っています。県が新潟牛を給食に採用したというのが去年ありましたが、市内でもそういった学校給食への提供を検討できるものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

ちょっとその回答は、私は用意しておりませんでした。以前もこういうお話はコロナ禍の前からもいろいろあったかと思っています。これについて特にまたコロナ禍で議員のお話のところは、やはり考えるところだと思います。これにつきましては、教育部のほうにまず答えてもらい、私も何か思いがあったらまた加えていきたいと思っています。

教育部のほうに答えさせます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

ご質問の内容ですが、栄養士さんとかが地元の店舗などを回って地元食材を確保するというようなことを考えております。その中で特徴的なのは、例えば農協さんに伺って、今まではそのときに何があるのかというようなことだったのですが、1年間のスケジュールをお聞きするなどして、こういった時期にはこういった野菜が出ますよとか、そういったものを細かく聞き取りながら、量の確保と安全な食材の確保を含めて検討させていただいております。地元食材の提供率も上がってきておりますので、引き続きそのようなことを続けていきたいと思っています。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

今のは非常にいい取組かと思っておりますので、こういった状況でまた見えてくるものもあるかと思っております。しっかり対応していただければいいと思います。

最後になりますが、宿泊業、今、本当に市内落ち込んでおります。秋のG o T oキャンペーンでかなり改善したことも事実ですが、なかなか高価格帯のところ集中したとかいろいろなことがありました。ただし、経済は好転しました。ここで学ばなければいけない部分がありまして、やはり緊急事態宣言が起こるたびに景気が落ち込んでいくということを、はっきりこの3回の宣言で分かったのかと思います。1回目の市長の答弁で、もうやるのだという時期を、タイミングを持って、スピード感を持ってやるという力強い部分もあったのですが、ここを本当に真剣にやらないと大変なことになるかと思いますが、自治体がインシアチブを取って、ここの地域だけでもやれるのだというところを見せるべき時期に来ているのかと思います。そこの部分を市長からもう一回答弁いただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍に耐え、感染予防と経済の両立を図る政策を

44万人ですか、国がワクチン接種で——ちょっと細かいところは間違っているかもしれませんが。これを倍にしないと、あと3回、緊急事態宣言が発令される可能性があるという、昨日ですか、どこかの大学の発表を見て、やはりそうかという思いがあるのです。ワクチン接種をいかに進めなければならないかと、今、多分1日60万人ぐらいですか、44万人よりも多くなってきているのですが、これを88万人レベルに引き上げないと、この7月もしくは10月、来年1月頃、もう一回出ますよというそういう学術的な見地を持っている方も中にはいらっしゃるって聞いて、それが正解かどうか私分かりませんが、そういうレベルなのだろうと思います。なので、ワクチン接種を早く進めることがいかに大事かということだと思いますが、それでも7月はかなりX月だというふうに話を見てちょっとびっくりしています。

まず果敢に——前から必ず新型コロナウイルスの支援策の対応については、今現在、議会の皆さんとお話をさせていただいている第7弾、もしくは第8弾に係る部分、これは当然今のことをやっていますが、先ほど登壇しての発言は、前から言っているとおり、復興期、回復期、収束に向かう状況の中を、時期を逸することなくやっていかなければならないということで、前の前言を翻しているところではありませんし、それと同じことを言っています。ここの余力も持ちながら、例えば国が支援しなくても、これまでの特別交付税のようなことがなくても、我々地域がやらなければいけないという覚悟を持って組み立てていきたいという強い思いを持っています。当然あとでそういう交付税とか、交付金とか、そういうことがあればありがたいわけですが、それを待っているいとまはないと思っています。

加えてもう一方で、何のために65歳以上の皆さんにこれだけ死に物狂いでみんな頑張って接種を進めているのか。それはやはりインセンティブ——打った方から早く経済活動を再開させる。下ばかり向いているわけにはいかないわけです。この辺を含めてやっていく。そしてこの市内には、それを迎え入れる皆さんに対する、インセンティブではなくて受皿として当たり前の状況をつくっていく。この方々にも今後接種が進まなければいけないでしょう。これらをもって国民全てに——例えば緊急事態宣言のところはまだちょっと難しいかも

しれませんけれども、それ以外の皆さんは、例えば県内から始めるというような形でここにお客様に来ていただく。そういうことを始めていかないと滅びます。地域も日本もです。そういうことを今、向きが大分変ってきた、理解が進み始めていると私は思うし、いち早く南魚沼がきちんと、一方の基幹産業を守り抜くということ、それからそこに附帯する産業がいかに多いか。小売業の皆さんを含めて、今回の新型コロナウイルスでよくよくこれが分かった。観光業、飲食業の皆さんの力が、です。ここをやはりしっかりやっていかなければならないと思います。そういうことも含めて、答弁になったかどうか分かりませんが、そういう思いでやっていかなければならないと、覚悟しなければならぬと思っています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 一般質問の途中ですが、休憩といたします。再開を 10 時 25 分とします。

〔午前 10 時 11 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 10 時 25 分〕

○議 長 一般質問を続行いたします。傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。

○議 長 質問順位 2 番、議席番号 10 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。傍聴の方々、ありがとうございます。最初に、昨日、市長、議長、そして中沢一博議員と地元のおおまき小学校のワクチン接種会場に行ってみました。非常にスムーズに——午後からでしたのでちょっと空いた時間帯でありましたけれども、本当にスムーズに何の滞りもなく作業が進められているところを見て感動いたしました。そして市長ともお話ししましたが、2 回目の接種をされて終えられた方たちはみんな晴れ晴れして会場を後にされる姿を見て、本当に医療従事者の皆さん、そして市の職員の皆さんに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、議長より発言を許されましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

自殺予防対策について

今年に入り、今まで大変お世話になってきた方々が自ら命を絶つという悲しい出来事が続きました。残されたご遺族の悲しみは察するに余りあるところですが、今後このような方々をどう救っていくのかということで、南魚沼市における自殺予防対策について伺いたします。

まず、新潟県の自殺者数は、令和 2 年 422 人で令和元年より 16 人増えました。前年を上回ったのは、平成 21 年以来 11 年ぶりで新型コロナウイルスの感染拡大も要因の一つも見られており、男性は前年と比べて減りましたが、女性は増加しました。今年の 2 月 18 日に県自殺予防対策推進県民会議で県が報告した中では、いずれも厚生労働省のデータで男性 275 人、女性 149 人で男性は 13 人減でしたが、女性は 29 人増加したそうです。女性の自殺者が増加した背景として、ウイルス流行下で経済や雇用などの問題が女性の間でも深刻化してい

る可能性があるということでした。

南魚沼市では、平成 31 年 3 月に南魚沼市自殺対策計画を策定し、自殺予防に取り組んでいるところでありますが、市長は其中で住みやすい南魚沼市、生き心地のよい南魚沼市を目指して、各分野で様々な計画を策定して取組を行っているが、自殺者が少ないことこそがその最大の評価指標であり、全庁体制で取り組むべき課題であると認識しているとおっしゃっております。

そこで、(1) 南魚沼市の自殺者をめぐる状況は。(2) 自殺予防対策の取組は。(3) 年齢層ごとの自殺予防対策は、の小項目 3 点をお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、塩川議員のご質問に答えてまいります。

自殺予防対策について

自殺予防対策であります。まずは市の自殺者をめぐる状況からお話をさせていただきます。当市の過去 10 年間の平均の自殺者数が、年間約 18 人となっています。男性の自殺死亡者は女性の約 2 倍となっておりまして、近年は女性との比較の中では 4 倍から 7 倍というような年もあります。特に 20 歳代、40 歳代と 60 歳以上に多いという状況になっています。近年は働き盛りの世代だけではなくて、誠に心が痛みますが、20 歳代の男性の自殺が多くなっています。女性の死亡率はこれも顕著なところがありまして、50 歳代、また 80 歳以上の方で特に多くなっています。これが特徴です。

自殺で亡くなった人の動機は健康問題が最も多いと言われております。そして家庭問題、経済・生活問題、勤務問題となっています。前にも同様のご質問の中で私が思うのは、人間は 1 つのことで死なないと思っています。いろいろな要素が複合的になった場合、非常に大きなところではないかと思えます。

令和 2 年のことを申し上げます。令和 2 年は当市の自殺者数は 11 人、これは前年の 16 人よりも減少したのですが、自殺死亡率は、人口 10 万人当たりの自殺者数で自殺死亡率は出されるのですけれども、これが 19.57。全国は 16.7、新潟県の 19.31 を当市は上回っているという状況です。全国の自殺者数は令和 2 年 7 月以降増加傾向にあります。新潟県でも 8 月以降、前年比を上回る状況となっています。

今ほど申し上げましたように、令和 2 年は南魚沼市は前年比較でいうと、少しになったのですけれども、ただ今年、令和 3 年、統計を取っております 1 月から 4 月まで、既に 8 人となっています。昨年同時期よりも増加している。これをどう見るかということではありますが、私どもとしてはコロナ禍で社会不安、将来の不安、そして何ていうか、重苦しいこの閉塞感、これらが必ず起因していると考えております。

議員も今ほど身近な方だという話がありましたが、私も私が兄弟に思っているような人が今年、残念ながら自ら命を絶ってしまった。止めることもできなかった。そういう自責の念

も思いながら今、答弁させていただいております。あらゆる政策を展開し、いろいろないいことを言おうが、様々に取り組もうが、この地域の自殺率が下がらない限り、本当の意味の地域の明るさを取り戻すことはできないのではなかろうかと考えております。大変な——言葉は悪いですが、バロメーターでもあると。言葉は悪いですけども、そういう思いです。

2つ目の自殺予防の取組です。これにつきましては、自殺対策計画を軸に各種対策を進めています。これまでよりも大変大きな意味でこれに取り組んでいると考えています。昨年度、新型コロナウイルスの感染予防対策等がやはり前面に出まして、自殺問題に対する講演会とか、それからこれらを中止せざるを得ないという事業も数多かったです。しかしながら、担当の皆さんは頑張りました。そういう状況であります、リスクの高い市民の方への訪問——これは非常にデリケートな問題もありますが、しかし、こういうことを果敢に取り組んできた。新規の精神保健相談者への——これも非常にデリケートなところもありますが、丁寧な個別対応の強化を行ってきてくれています。私としては本当に頑張っているなという思いであります、こういう状況がまだ進んでいるということです。

FMゆきぐに。議会にもお認めていただいて、FMゆきぐにの広報——自殺問題だけではありませんが、様々にそういう費用を上げていただきました。これらの中には自殺予防のことも含め、様々に今その展開を——告知とか、そういう放送を繰り返しているという状況であります。

新型コロナウイルスによる外出の自粛、家での飲酒量が増えている。これは今つぶさに言われております。巣ごもり、生活不安などで過度にストレスをためないように、不安や心配があるときには早めに相談しましょうといったことを、今ほど言った命を守るメッセージとしてお伝えしていると。そして自殺予防のための啓発を行ってきているということで、今後、さらに強化していきたいと考えております。

こういうときこそ地域での気づきや支え合いが重要となります。昨年度も地域で心のサポートを考える会——感染対策に配慮しながらであります、中止することなく開催してきたところあります。これ以降、担当の皆さんとも話し合いまして、来月以降の市報には——このことだけを特別に書くことはできませんが、例えば生活保護はちゃんとした皆さんを守るセーフティーネットですよとか、そういう制度ですということも含めて告知を力強くやるということで、この中には——結果、例えば生活苦とかの問題から自殺に及ぶとか、そういうことを未然に防ぐためにも、これまでになく市報での展開とかを今考えているところです。

誠にタイムリーに議員にこのご質問を頂いたことは大変ありがたいと考えております。担当者の、もちろんやる気はもう満々ですが、その後押しになっていると考えております。大変ありがとうございます。

3つ目のご質問です。年齢層ごとの予防対策です。南魚沼市では平成 20 年度から自殺対策事業を実施してきました。私が議員になる前の年からということになりましょうか。平成 28 年には自殺対策基本法の改正が行われまして、市も庁内横断的な体制を整え——気づきシートとか、様々な形ですが、平成 31 年 3 月に自殺対策計画を策定しました。議員からお話

をいただいた、誰もが自殺に追い込まれることのない、生き心地のよい南魚沼市を目指していることは多くの方々をご承知のとおりであります。

ご質問の年齢層ごとの対策として、この計画の中で重点施策として掲げているのは、高齢者への対策が大きな課題と——全てなのですけれども、ここが特にということ今捉えています。やはり病気になられる、精神的な苦痛、また家族や取り巻く皆さんへの介護の負担問題、これらが大きな問題となっていると言われておりまして、庁内では連携した支援が重要であると考えています。医療のまちづくりを今進めようということいろいろやっていますが、大きく見れば、自殺予防対策にも完全に直結している問題だと考えているところです。いろいろなことを進めていかなければなりません。

特に 20 歳代、30 歳代の男性については、職場の人間関係、またひきこもりなどの生きづらさを抱えた若年層特有の支援が重要だと思っております。幼少期から自己肯定感が低くならないように養育支援、こういったものについて関係部署と連携して、また学童期には、SOS の出し方の教育、そして相談する力を呼び起こすことも、そして受け止める側の力も含めて、こういう体制をつくっていかねばならない。

この 8 月には、市内の高等学校の皆さんにも、SOS の出し方教育を開催する予定で、今、担当者は頑張っております。ほかに年代共通の対策としては、生活困窮の状況にある人、また勤務の問題を抱える人、様々ありますが、各種の相談部署等の連携、それから未遂者——先ほどは亡くなった方の数を言っています。未遂者は想像できると思いますが、たくさんいるわけです。この自殺未遂者の皆さん、命を取りとめた皆さんに対するサポートの支援を推進していきます。非常にデリケートな問題で細々としたことは言えませんが、しかしながら、現在例えば未遂をされた、取りとめた方が搬送される医療機関があるわけです。こういったところを中心に関係する保健所または中越地域の様々な支援のセンター、この皆さんと行政が一緒に取り組んでいるという状況であります。

最後にいたしますが、市長になりますと、いろいろな報告が上がってまいります。非常に多くなっている。そして朝、上がっている資料の中に未遂と考えられる事案が全て上がってきます、報告として。心を痛める日が多いということでございます。これを何とか防いでいかなければならないと考えているところです。

以上です。

○議 長 10 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 自殺予防対策について

丁寧な答弁を頂きました。(1) 南魚沼市の自殺者をめぐる状況ということですが、今、市長のお話の中で……

○議 長 塩川議員、少しマイクが聞き取りづらいので、もしあれだったらマスクを外して。

○塩川裕紀君 今の答弁の中にはほぼ全ての内容が含まれていると思います。最後の、後段で市長がおっしゃった、未遂だと思われる事案があるということですが、やはり亡く

なった方の統計だと 10 倍はそういう方がいらっしゃるような、全国の統計だとそういう方がいるということにして、その人たちが再びそういう衝動的なことを考え始めるというのが、そういう経験のない人からすると 50 倍から 100 倍ぐらいというデータがあるそうです。市長も今おっしゃいましたけれども、医療関係の方たちとも連携を取りながらその辺の方々をどう見守るとか、またサポートしていくかが非常に重要なところだと思います。

自殺者数ですけれども、今年に入って 1 月から 4 月まででもう前年を上回っているということで、自分もなぜ今回この質問を取り上げたかという、やはり肌で感じるところが非常に多くて、コロナ禍だけの話ではないような気がします。今までいろいろな人の話を聞いた中で、その辺が季節にも関係あるのではないかという感じであります。日照時間が非常に関係しているのではないかというお話をする学者の方もいらっしゃいますけれども、南魚沼市とすると季節的な関係がどんな感じで現れているかを、もし分かったら教えていただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 自殺予防対策について

よくある鉛色の空とか、嫌な言葉ですけれども裏日本、降雪山間地域は特に言われますが、この辺のところについては、担当が一番詳しく把握していると思えますので答えてもらおうと思えます。先ほどもお話しいただいたワクチン接種が済んだお年寄りの皆さんの表情を見ていて早く進めなければならないという思いです。

担当者に答えてもらうことにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 自殺予防対策について

議員おっしゃるとおり、季節的なものもあります。統計的にはいろいろな拾い出しをしておりまして、季節とか時間とか曜日別、時間帯、そういったもろもろの内容から、先ほど来出ました自殺対策計画ですか、そういったものに盛り込んでいるところでございます。具体的な数字は……（何事か叫ぶ者あり）もう必要……よろしいでしょうか……。

以上です。

○議 長 10 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 自殺予防対策について

我が市でもそういう季節、時間帯、曜日等々で、ある程度傾向が出ているというお話を頂きましたけれども、よくテレビ、報道で話がされるのは中高生ですね。長期休み明けが一番自殺者が増えるということで、CM、番組の中でも何かあったら命の相談室とか、窓口に相談してくださいというような報道がされておりますけれども、南魚沼市でそういった学校関係でそういう相談が増えたとか、個別の事案は結構ですので、そういった状況はどんなか、お聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 自殺予防対策について

この件につきましては、学校教育現場のことだと思いますので、教育部のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 自殺予防対策について

ご質問の内容ですけれども、市長も申し上げていましたが、デリケートな問題で、自殺に至ったというよりも、考えたことがあるという子供がここのところ耳にするようになりました。そういった方につきましては、また個別によく聞き取りながら話を進めてまいりたいと思っております。家庭支援も含めて連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 自殺予防対策について

分かりました。それでは、(2)のほうに移らせていただきたいと思います。自殺予防対策の取組はということで、以前、14番議員も同じような内容の一般質問をされたかと思えます。その中で市の計画の中にもありますけれども、ゲートキーパーという方の役割が非常に重要だという話を聞かせていただきました。今、ゲートキーパーの研修を受けられている方とか、そういった今実際に活動されている方の人数とか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 自殺予防対策について

先ほど最初の答弁でもう少し詳しく話をすればよかったです。ゲートキーパーは非常に重要で、これはちょっと初耳という人もラジオをお聞きの皆さんも含めているかもしれません。簡単に言えば、自殺の危険を示すサインに気がついて、そして適切な対応——悩んでいる人に気づき、声かけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る。こういうことができる、そういう資質を持った皆さんを増やしていくということではありますが、いわば命の門番とも位置づけられている、そういうゲートキーパーというものであります。担当者のほうに答えてもらいますので、よろしくお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 自殺予防対策について

ゲートキーパーの養成講座の受講の推奨ということで、統計的に何人という、ゲートキーパーになられているというのは、総数はちょっと把握しておらないところですが、議員おっしゃるとおり、ゲートキーパーの養成講座ということで、介護支援専門員の方とか、ヘルパーの方、または地域のことを一番よく知っていらっしゃる民生委員の方々にも活動の一部としてお願いしているところでございます。総数が幾つというのは数字的にはちょっと申し上げられないのですが、そういった方々の活動を通じて展開しているということでございます。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 自殺予防対策について

そのゲートキーパーの方々、民生委員さんもそうですけれども、どういう流れでその方たちが動くのかというか、活動するのかというところを教えてくださいたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 自殺予防対策について

この点につきましても、担当の部長もしくは課長に答えてもらいます。

○議 長 保健課参事。

○保健課参事 自殺予防対策について

ゲートキーパーにつきましては、大きな仕事ということではなく、常に見守りをしていただくというのがとても大事かと思っております。孤独となるところがやはり自殺の要因の大きなところとなります。何か普段と違うなというときに、ちょっと声をかけていただける隣近所、または民生委員さん、ケアマネジャーさん等の方々、また住民の皆さんというところが非常に大切ということになっております。ゲートキーパーとして自分が見守る、そしてそばで傾聴してあげるというところをお願いしております。

以上です。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 自殺予防対策について

分かりました。いろいろの資料を見させていただきますと、60歳以上の方の自殺がちょっと増えているということで、その方たちは同居されている方が普通多いということですが、やはり身内の人もなかなか、気がついていてもその辺、救えない部分が多いそうですけれども、ゲートキーパーさんとか民生委員さん、特にそういう情報があったところはまめにのぞいていただいたり、アドバイスとか相談に乗ってあげたりしていただければありがたいと思います。

それでは、(3)の年齢層ごとの自殺予防対策に移らせていただきます。先ほど市長の答弁にもありました、20歳代から30歳代が大体職場の問題で、40歳代も増えて、あと60歳以上も増えてきているということでもあります。さっき教育部長からもお話がありましたけれども、学生さんについては学校の中である程度もう相談が上がってきたり、思春期ですので、その日によって体調がいろいろ——ホルモンバランスもあれでしょうし、深く悩んでしまって相談できない人たちもいるかと思っておりますけれども、60歳以上、高齢者にかなり力を注いで見守って見回りしているということだったのですけれども、20歳代、30歳代、そこら辺の方々を今後どうやってサポートしていくか。その辺を教えてくださいたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 自殺予防対策について

担当の部長もしくは課長に答えてもらいますが、先ほどちょっと——前に戻ったみたいな話をしてしまって悪いのですが、高齢者の皆さんについては、今回のコロナワクチンで意向調査員の——民生委員の皆さんが130人以上、各訪問した。今のコロナ禍のこの変な空気の中でご訪問までいただいて、いろいろな皆さんからの意向を調査したところは大きか

ったと思います。これらを含めて、なるべく関わり合いがある人をいっぱいにしていかなければ、何かの制度をつくったから改善していくとか、なかなか難しいですね、と思っています。今ほどのことにつきましては、答弁させますのでお聞き取りいただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 自殺予防対策について

先ほど来出ています自殺対策計画の中におきましても、生きづらさを抱えた子供とか若者への支援の推進という欄がございまして、その中で若者の健全育成に資する取組の推進がございまして。具体的な内容といいますか、活動内容につきまして、課長のほうから答えてもらいます。

○議 長 保健課長。

○保健課長 自殺予防対策について

昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響で行っておりませんでした、成人式での——成人の皆さんの晴れの舞台であります、そういったところでうつ症状の予防啓発のリーフレットですとか、そういったパンフレット等を配布して、若年層の対策事業として行っております。

以上です。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 自殺予防対策について

20歳代から30歳代ということで、職場の人間関係等々、いろいろ先ほどお話がありましたけれども、各企業さんというか職場、南魚沼市にある企業さん等々にそういった周知というか、声を聞き上げて下さいとか、そういう相談があったらどこかへ報告して下さいみたいな連絡網というか、話が来たときにどこかへ相談を持ちかけて下さいというような、今、体制にはなっていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 自殺予防対策について

この点につきましても、担当の部長もしくは課長に答えてもらうことにします。そういうことを広げていこうということでやっていると思いますが、なかなかその細部に至るまで行き渡っているかどうか、ちょっと私も分からない点があります。よろしくお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 自殺予防対策について

企業、事業所の方への健康教育という一環の中で、内容はうつ・自殺予防ということで、そういった健康教育の中でそれを織り交ぜてということで開催しているところでございます。

以上です。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 自殺予防対策について

分かりました。それぞれ年代層によって対応が変わって違いがあると思いますので、各年

代に合わせた支援体制と、話がしやすい相談しやすい体制をつくっていただければと思います。先ほど市長もお話があったように高齢者の方々、ワクチン接種会場ですごく明るい顔をしていました。それはなぜかという部分ですけれども、やはり人と会う機会が本当に減っていると思うのです、今、外に出られなくて。やっとああいう状態でみんな一堂に集って、久しぶりに顔を合わせて話ができ、会話ができたということも高齢者の方々は楽しかったのではないかと思います。今後また、ワクチン接種が順調に進んでいくようお願い申し上げます。

最後になりますけれども、亡くなった知人の1人ですけれども、亡くなる前日、普通に会話をしました。次の日の朝、パトカーが止まっていたり、いろいろしていて、事故か何かかと思ったらそういった状況で。どうしてそうなったのかちょっと——いろいろな状況があったのだと思いますけれども、本当に普通どおりだったもので、それが残念でならないのですけれども。今後、行政、市民、一体となってそういった人たちを減らすように頑張っていかなければいけないという思いがあります。

以上で、質問を終わります。

○議 長 以上で、塩川裕紀君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を11時10分といたします。

[午前10時57分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時10分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位3番、議席番号13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発言を許されましたので、通告に従い一般質問を行います。

新ごみ処理施設整備について

今回は1点であります、新ごみ処理施設整備についてであります。所信表明に、新ごみ処理施設整備については、1日も早い建設地の選定を鋭意進めていく。施設の整備内容等は、二市一町で協議してきた内容を基本として、新たな施設規模や方針に沿った内容となるよう、湯沢町と協議を進めていくとあります。

建設地の選定は、林市長誕生早々の4年前、平成29年2月に、近隣の合意が得られず、公募による選定を断念いたしました。その後、行政主導ということで、12月に国際大学用地内を選定し、2巡にわたって周辺集落説明会を開催いたしました。昨年、令和2年2月に、近隣集落と合意に至らずに断念をいたしました。さらに今年3月には、二市一町での新ごみ処理施設建設の合意を解消しました。二市一町での合意後、8年が経過して振出しに戻ったわけです。

何が問題だったのか、一連の経過の総括がなされなければなりません。そして昨今の社会情勢等を加味して、ごみ政策の新たな方針が立てられ、焼却炉の規模が決定され、用地が選定され、財政計画、建設計画が立てられ、そして、市民の合意を得て進められると考えます。

(1) であります。2008年に国は高効率ごみ発電施設建設を、交付金のかさ上げによって誘導する施策を導入して以降、日本のごみ総排出量は、減少率が鈍化しています。広域でのごみ一括処理、焼却炉の大型化、ごみ発電機能を備えた最新鋭の焼却炉建設が一気に全国各地で広がりました。まさに二市一町の取組もその路線の上でありました。

そこで、最初の質問です。①4月22日の社会厚生委員会で、湯沢町との一市一町の取組となったために、焼却炉の想定される必要処理能力が示されました。令和1年実績は、年間ごみ排出量は2万4,601.01トンです。必要処理能力、24時間運転では101トンであります。令和12年には年間ごみ排出量は2万3,318.15トン、5.2%減を想定しています。必要処理能力は96トン、これも5%の減でありまして、これらの予測値が示されたところでありませす。社会情勢を加味した画期的な目標値とは言えません。この想定数量には、あるいは処理能力にはゆとりがありまして、これらの数値は安全牌の予測であります。新たな方針に沿った目標値を定めた、ごみ減量化策を伺います。

②であります。事業系ごみは、焼却ごみの4割で、燃焼炉規模に大きな影響を及ぼすと言われていています。人口減少等で家庭系ごみは少しずつ減少していくが、事業系は変化がなく、ほぼ横ばいとしている——報告文書ですが——焼却ごみ減量に向け、積極的な政策展開が必要と考えるが、所見を伺います。

③であります。焼却優先から3Rを主体としたごみ政策で、焼却炉規模は限りなく縮小すべきと考えますが、所見を伺います。

④です。今後のスケジュールを伺います。

(2) であります。2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ、また廃プラスチックの海洋汚染問題などで、ごみ政策の転換が必要と考えるが、所見を伺います。

以上で、壇上での質問に代えます。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、岡村議員のご質問に答えてまいります。

新ごみ処理施設整備について

新ごみ処理施設整備につきましてであります。まず、第1点目の問題であります。①番の必要処理能力の変更が示されたこと、新たな方針に沿った、目標値を定めたごみ減量化をということであります。

3月の議会の皆さんとの全員協議会でご説明を申し上げましたとおり、新ごみ処理施設の整備は、エコプラント魚沼で処理を行ってきた大和地域分——旧大和町分を含めた、湯沢町と南魚沼市の一市一町での取組となりました。

現時点で想定されるごみ処理施設の能力の推計値ですけれども、令和11年で97トン、令和12年で96トンと想定しています。施設の処理能力を求めたこの推計では、過去のごみ量実績を基に、ごみ排出量の詳細な分析を行い、今後の人口減少の推移を加味して推計した数値となっております。

施設の必要処理能力を求める場合は、ある程度の確実性のある数値から求めていく必要があります。ごみの減量化に向けた取組や、減量化への目標については、施設規模の計画とは——私どもは責任持って進めなければいけませんので、別に考える必要があると思っています。

3Rの取組を議員はよく繰り返しお話しいただきますが、これにつきましては、行政としては現在も行ってきています。今後ごみ政策の基本として継続してまいりたいと考えております。昨年度の施設のごみ質調査への立会い、今年5月に実施したところでは——職員独自の家庭系のごみ質調査をしました。この結果、特に容器包装ごみ——プラスチック類が多い——において、リサイクル可能なごみが分別されずに、燃えるごみとして出されているものが数多く見受けられたということになっております。これは今後の課題として、分別の精度をより高めていくことが課題であると感じているところであります。

今後市民の皆さんにご協力いただきながら、燃やすごみの減量化につなげていきたいと考えています。リサイクル率の推移も、平成29年の13.0%を徐々に高めて、令和6年には17.2%までを目標の数値にしております。

2つ目のご質問です。事業系ごみが、焼却ごみの中で4割を占めていると、焼却炉の規模に大きな影響を及ぼすので、人口減少でどんどんとごみは少なくなっていくはずだが、事業系は変化がないということをご指摘いただいています。積極的な政策展開ということですが、加えて言うと、事業系は頑張ってもらって市内の経済を潤してもらいたいという反面がある。しかし、これとごみの問題は別途なので、だからこそ政策展開ということになるかと思えます。

事業系一般廃棄物については、令和2年度に量の調査をしました。各事業者から排出される事務所ごみ、生ごみ、その他のごみ量を、地区別、ごみ種別に集計して実態の把握を行ったところ。これを見ますと、可燃処理施設に搬入される事業系一般廃棄物のうち、6割が生ごみ等々の厨芥類であります。地区別で見ますと、何といても塩沢地区が多い。時期も7月から8月が多い。加えて12月からの冬期間に増加している。予想どおりと言えば予想どおりであります。宿泊施設や飲食店における夏合宿、または冬のスキー観光の影響と直結していると思えます。

これらについては、生ごみ以外の混入物——例えば紙類、プラスチック類などが非常に多く含まれるということから、よく目標にしなければいけないと思われる堆肥化とかの問題、これらについて、このリサイクルにはあまり適さない、今の現状は。そして現段階での資源化は非常に難しい。まだ記憶に新しい豚の肥料の薬剤の混入が、私ども謝罪もしたわけですが、堆肥センターにおいてありました。これはかなり乱暴な言い方をすれば、会社名を言うてはいけないのかもしれない——例えば化学調味料が混在しても、では堆肥化できるのかというと、そういうことにまで及ぶのです、堆肥化の問題というのは。だから、極めて難しい、なかなか問題だと思っています。

事務所から排出される紙ごみについては、さらに問題があるのです。帳簿類それから名簿

——個人情報のかたまりです。そしてこれらが多いために、焼却による処分が主体となっている。これが現状です。資源化が進んでいない状況の一因であると思っています。よって、これらの資源化を進めるためには、ごみを出している事業者の皆さん、そして収集運搬業者の皆さんを含めた関係者で、排出、収集方法について今後検討する必要があります。例えばシュレッダー、こういったことを併せ持っていないと、紙ごみを少なくしていくことはできません。これは非常に大きな政策展開が必要かもしれません。民間と一緒にやってということをございます。

事業系を含む一般廃棄物の処理は、地方自治体に処理責任があるということです。この処理料金を高く設定するとか、事業系ごみの搬入を抑制することなどについては——一方で、ごみの減量化は非常に重要なことなのですが、間違っていて聞いてほしくないのですけれども、ただ一方で、経営や事業活動への影響を懸念しつつ同時にやっていくというテーマがあると。2つの面があるということをお忘れはなりません、とおもっております。後は近隣自治体と比較した場合のごみ処理の価格差。こういったこともあります。当市は高いです。こういう状況があります。

一方で、事業者の皆さんへの個別訪問により現状を説明していく。そして排出量の削減の要請を行っていく。事業者が今後行う取組や課題などについて聞き取りを行う。今後も継続的な取組を行ってまいりたい。この中に先ほど言ったシュレッダーとかそういった分も含めた、我々だけがただ単に要請しても改まってまいりませんので、これらのことがこれから大きな課題になってくるだろうとおもいます。

観光地を抱える当市の特性から、リサイクルや資源化が困難な生ごみの減量化を進めることは難しいですが、今後も継続して相互に情報を共有しながら、減量化を進めてまいりたいと考えています。

③番のところでもあります。3Rを主体としたごみ政策を打って、そして焼却炉規模は限りなく縮小すべきという考え、これは岡村議員のずっと一貫したご意見だとおもいます。

現在の市の取組は、先ほど申し上げましたが、まさに3Rを取り組んでいます。焼却優先とは考えておりません。分別に関しましては、ほかの自治体と比較して決して劣っていないと考えています。瓶・缶これらの類い、それから不燃物はもちろんのこと、容器包装ごみとして、ペットボトルやトレイ、お菓子の外装などのプラスチック容器包装類、古紙類、そして古着古布、廃油などのリサイクルを行っています。必要な分別やリサイクルは既に実施しておりまして、過大なごみ処理施設整備を行うものではないと考えております。しかしながらですが、この減量化は永遠のテーマであるとも思っております。様々に事を皆さんと一緒にまた語りながら、ぜひとも進めていきたいとおもいます。

④番のご質問の今後のスケジュール、また大和地域への説明——大和地域が南魚沼市側に加わるという意味だと思っておりますが、このことについての説明と了解は要らないかと——住民の皆さんの了解という意味だと思っております。

3月に二市一町共同でのごみ処理施設整備の方針を変更して、南魚沼市は湯沢町と一市一

町で新たに建設整備していくということで合意しました。議会全員協議会の場で正式に発表させていただきました。新ごみ処理施設の方針の変更として、大和地域のごみも新処理施設で、完成の暁にはやっていくということであります。市報でも広報しております。改めて大和地域の皆さんに、市側から、特別このことについて説明は現在必要ないと考えております。

しかしながら、エコプラント魚沼との例えば袋やそれから分別、こういう違いも若干あるということから、新施設への移行期間——これは長期かかりますが、この中でしっかりと地域の皆さん——そこだけ特別やるという意味ではありませんが、ほかの市民そして湯沢町の皆さんも含めて、しっかりとこれらを説明していく。丁寧に対応してまいりたいと考えております。

南魚沼市の事業とするのか。これは湯沢町と私どもの関係の中で湯沢町と、そういう意味だと思って話をします。負担割合は湯沢町とどうなるのかということですが、建設の施設は湯沢町さんとの協議によりまして、現在のごみ処理や消防などと、現在もやっているわけです。これと同様に地方自治法に基づく事務委託——法律に基づいてのこういう形でやっていくということで合意していると考えております。

なお、建設費や施設の管理運営に係る費用の負担割合については、改めて協議を行い決定していく。その旨についても了解していると考えております。

用地の選定についてもお聞き及びですが、用地選定については、現在、湯沢町との協議の中で、人口比——一市一町の人口比です、それからごみの量などから、南魚沼市内に建設地を求めるといっておおむね合意していると考えております。

具体的な用地選定は、何よりも地域住民のご理解、この事業に対するご協力をいただけるかどうか、そういうことが最重要になるものと考えています。現施設の老朽化に伴う維持費や改修費の増加は大変な金額になっています。これを考えますと、市民にとって将来負担も含めて一番大事なものは、早期に建設地を決定して、事業を1日も早く前に進めていかなければなりません。あわせまして、施設整備においては、経済性、運搬距離やアクセスといった利便性なども考慮して進めてまいりたいと考えておりますが、第一には、繰り返しになりますが、地域住民の皆さんとの協議をスムーズに進められることが重要だと考えています。

用地選定の過程におきまして、住民の皆さんを対象とした視察など、これらも検討していきます。昨年はコロナ禍でなかなかできなかった、市民を対象とした視察についても——市民全体です——湯沢町さんも含めてになれば、なおいいわけですが、そういうごみ行政への理解を深めるための視察、これらに関しても可能であれば開催を積極的にしていきたいと考えております。

(2) 番の大きなテーマであります、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ、廃プラスチックの海洋汚染問題等で、ということでもあります。ごみ政策の転換が必要と考えるということです。

国のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す宣言までしています、国は。私ど

も自治体としましては、法律や国の方針に沿って具体的な計画を進めることになろうかと思
います。ごみ焼却に伴う熱エネルギーが大きなテーマになってまいります。ごみ焼却は化
石燃料を使用しない、まさに再生エネルギーの1つでもあります。なので、今後有効に活用
する方向について協議を進めてまいりたいと考えております。

脱プラスチックとか、発生抑制などについては、個々の自治体が取り組める、進めるレベ
ルの話ではないのではないかと。市長にお尋ねですが、そういう点よりも非常に大きな社会全
体の変革、こういったことにもつながっていくであろう課題であるかと思っておりますので、そう
いうふうを考えてやっていきたいと思っております。

海洋汚染問題やごみの問題、不法投棄など様々な面がありますが、これらにつきましても
やっていきたい。当市としては加えて、これからつくる、できれば公共施設には雪冷熱も含
めて、脱炭素社会に貢献する取組に市も全面的に協力していく、そういう方向性になろうか
と思っております。

以上でございます。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 新ごみ処理施設整備について

大変ありがとうございました。目標を定めたという言い方をちょっとしてみたいのです
けれども、今リサイクルの時代、3Rでは発生させないことが——プラスチックでは特にそ
うですけれども、リサイクルということを考えますと、今一番関心を持たれているのは、リ
サイクル率の問題だと思うのです。リサイクル率は多分、当市は12.5%、全国815市の中で
681番だというようなデータも流れているところでもあります。新潟県は22.9%で、全国平均
は20.4%ですので、新潟県は結構頑張っておられるということですが、いかんせん
12.5%ということについて、どういった考えを持っているのか、私はやはり基本的な部分で
はないかと思っておりますが、どう考えていらっしゃいますか。

○議 長 市長。

○市 長 新ごみ処理施設整備について

今の数字を聞いて、そういう、ただ数字を考えると、なるほどと思うのですが、私、この
中の視点でどうしても加えておかなければいけないのは、人口率とその中における事業系ご
みの——まさに我々の特徴である、事業系ごみが4割を占める。こういったところが、人口
が多い中では少なくなるのが必然的にそうでしょうし、そういう中でリサイクルの問題はよ
く考えなければいけない。

だから、先ほど答弁の中で事業系の皆さんとの話合いといいますか、そういうことに対応
していこうという、このことが表れていかない限り、全国の中の比率を考えてもなかなか…
…。例えば、これだけの人口の中にスキー場が、湯沢も含めて物すごい数あるのです。事業
系のごみが多いのは当然であります。そういうことがあろうかと思っておりますが、担当のほ
うからも答えさせますので、よろしく申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 新ごみ処理施設整備について

今ほど市長からもありましたように、そういった市町村ごとの産業構造ですとか、そういったことは大いに関係があると思います。なかなかそれはちょっと分析が難しいのですが、それは大いにあると思います。

それともう一つ、この率の厄介な難しいところとしては、分母と分子で率が出ますけれども、ごみの全てを当市なりが集めているとは限らない。例えば同じ管内、市内とかにリサイクルを業とする方がいらっしゃるところは、そちらの方が一生懸命収集されたり、そちらに集まったりすることで、そもそも分子にも分母にも入らないということになると、そういったしっかりした方がいらっしゃればいらっしゃるほど、率としては下がるというような、こういったちょっと数字のマジックみたいなところもあるので、それだけでなかなか捉え難いという一面も持っておりますことを、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 新ごみ処理施設整備について

やはり産業構造という言い方で逃げるべきではなくて、市民もですが、同じ企業の方々もそういった観点に立つということが重要ではないかと思ひます。それは農業圏とか、あるいは過疎のところとか、非常に自然に返すという形になっていまして、その点は分かりますけれども、ただ、ごみの問題というのは切っても離せないのだということを経営からも理解していただいて、そして応分なまた努力をしてもらって、自己処理なりをきちんとしてもらうというのが1つの考え方ではないかと。

ちなみに、いつも私言ひますけれども、志布志市と言うのですけれども、鹿児島県にはその隣に大崎町がありまして、そこは全国でトップです。町ではトップですので、ここは焼却炉がないということです。それはまた参考に読んでもらえば分かりますが。そういったことでひとつ、リサイクル率というのはマジックがあるとか、それはやはり違うのであって、では県全体で22.9%だということであれば、そこで5%ちょっと違うわけでありまして、その点はひとつきちんと精査したほうがいいのではないかと思ひます。

次に生ごみの問題がやはり観光面でも、というような話をしますけれども、先般、私、堆肥センターへ肥料というか、堆肥を頂きに行ってみて驚いたのは、あそこが製品で満杯なのです。これはいかがなものかと思ひて、私はよくあそこの堆肥センターを一部貸していただいて、そして生ごみ専門の形で利用できないかというような話をした経過があるのですが、そういう点であの堆肥センターの量をどう減らすかということになると、在庫を減らすかということになると、やはりきちんとした位置づけを、市民全体あるいは農業者、あるいは家庭菜園者等が理解することによって、もっともっと利用度が上がるのではないかと感じました。

私、その中で、堆肥で混合物が入るから、混入物が問題だという話を専門家というか、担当の方もよく言われますけれども、私が鹿児島県の志布志市と福岡県の大木町に行ってみる

と、鹿児島県の志布志市ではもう、大崎町もそうですけれども、専門の堆肥センターですね——生ごみ専門の——そういったものをえらい規模で造っておりました。そして製品になったのを安く販売しているのです。

福岡県の大木町は、下水道——合併槽ですので、それを全部タンクに詰めて、生ごみも詰めて、そして発酵させて電気をまずつくって、その後に保管して液肥に、田畑に散布しているのです。これはやはり大学の専門の検査機関が入って、度合い——肥料の窒素、リン酸、カリですか。また不純物とか、そういうのを常に検査して農業に使っているという、こういったところがありましたので、混入物に関しては、やはりそう一概に一般的な宣伝に乗って、あるいは言葉に乗る必要はないのではないかと感じます。それほど、もう問題外なのだと、生ごみは、というような考え方ですが、分別次第では何らかの形になるのではないかと思います、ちょっと所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 新ごみ処理施設整備について

いろいろ拝聴しました。異を唱えるつもりは全くないのですけれども、そういうことをいろいろやっていきたいという思いも当然あったりはするのですが、いろいろ課題もいっぱいあると思います。ちょっと状況が——鹿児島県と福岡県のその町とは少し違うのかなというところも若干考えながら、見てきてみたいと思ったりもするわけですけれども、担当のほうにこれはちょっと答えてもらいます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 新ごみ処理施設整備について

生ごみについては混入物、分別次第だというお言葉ですが、全くそのとおりだと思います。それが本当にそのご家庭あるいは事業所、営業の中でとか、そういった中で皆さんの中で徹底される意識があれば、今、問題にされた分別の問題は、ゼロにはならない限りも、ある程度は少しずつクリアされていくところだとは思いますが。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 新ごみ処理施設整備について

端的な例を申しますと、自分のうちで家庭に返すためにコンポストを用意しておきます。その中には多分、プラスチック製品はなるべく入れないようにするとか、いろいろやっていると思うのですけれども、では、混入物は普通の生活残渣ですよね。それが堆肥センターに持ち込まれたときどうなるかということで、どういう弊害が起きるのかなと思います。

畜産関係の方々でいけば、抗生物質等もちゃんと使っているわけでありますので、そうした中でそういった問題が——量的な問題で起きるのかどうかというあたりは、検証していくべきではないかと思えます。ただ一律に混入物があるとか、そういう形ではなく、観光業者でもそうですけれども、出るところで分けることによって効果を上げられるとも言われていますので、やはり気持ちの持ちようというか、そういった学習と申しますか、宣伝と申しましょうか、やはりこれからしていくべきではないかと思えます。

そして、先ほど市長も触れましたけれども、プラスチックの問題。ほとんどがプラスチックに包まれている、容器包装されている製品がほとんどになってきています。そうした中でこれを洗浄——どの程度洗浄すればいいのかとか、分からないのです。この間テレビを見ていたら、水で流す程度で大丈夫ですよという話もありましたけれども、やはりきちんと分別、それから汚れを落とすということが、皆さんと合意することによって、燃やすごみを非常に減らせるのではないかと。特に発電効果があるからプラスチックはいいのだという、何かそういう宣伝文句も聞いたことがありますけれども、そうではなくて、そうすることによって、CO₂も大いに発生すると言われていいますので、ぜひプラスチックについての今後の扱い方、分別、それから出し方の問題とか、そういう問題、担当はどういうふう考えられているか、また所見があったら伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 新ごみ処理施設整備について

担当のほうに答えてもらうことにしますが、やはり今聞いていて、学校でそういうことをちゃんと教えているという話を聞いて、うれしく思います。大人の我々よりもよほど知っていたりとかする。そういうこととか、今、紙ベースでいろいろごみの分別のものがカレンダーになっていたり、いろいろありますが、例えば今の状況であれば、SNS等の利用も増えているので、動画でこの程度ですよとか、そういうこともあってもいいのかなとか、やはり発想でいろいろ変わってくるかなとも思う面もあるので、担当部のほうにまた見解を話させます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 新ごみ処理施設整備について

やはり容器包装プラスチックについては、制度開始当初よりも回収の率というかは下がっているところが確かにあります。なかなか、その原因は何かということは即言えないにしても、やはり先ほどから言われている、洗うこととかが難しいというようなこととか、あとは回収できるもの——プラマークがついていれば全てかといえ、そうではありませんので、そういったプラスチック製品と容器包装の違いということで、たまたま回収がうまくしてもらえなかったというような経験をお持ちの方が、段々、気持ちの変化ということも考えられるかと思います。

最初の市長の答弁にもありましたが、こちらの職員のほうでも家庭ごみの調査などを行ってみると、まだまだ丁寧にやれば分別できる容器包装プラスチックはあると思っておりますので、こういったところをもう少し知識を広めていって、皆様から協力していただけるような形を整えてもらいたいと思っております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 新ごみ処理施設整備について

やはり、学校等でもそういった学習はやっていくべきではないかと思えます。ちなみに先ほど紹介した町では、そういうリサイクルセンターや、焼却場とかで、きちんと学習をやっ

ております。

次に②の事業系ごみですけれども、大体、量からしてみてもこれはやはり考えてもらわなければならないなということだと思っておりますが、ぜひ、前段のプラスチックの問題もそうですけれども、企業から理解をいただく。そして、焼却炉をいかに規模が縮小できるかという要だと私は考えていますので、ぜひこれから検討していただきたいと思っております。

3番の焼却優先から3R主体という形で、別の話だと言われれば、それまでですけれども、私は根本的な政策によって、いかに量が減らせるのか、減るのかというあたりを追求していかないと、これは別という考え方はいかななものかなと思っておりますので、これはきちんと協議が欲しいと思っております。

次の焼却優先というところで、さっき言いましたごみ発電の問題、ごみの発電施設です。そういったことで、焼却施設の建設費は非常にそれがために高くなるという話、ですから補助金も出ると、交付金対象になると、こういう話でもあります。実際、私、前は100トン以上でなければ交付金の対象にならないというような話が、最近は変わってきているようでもありますけれども、そうした中でごみ発電を——故障の原因とも言われているのですけれども、設備しない、搭載しない形ですれば、どれだけ安くなって、あるいはどれだけ補助金が減るのかというあたりを、試算すべきではないかと感じたところであります。

建設費、維持費、非常に大変な負担がかかると思っておりますけれども、その点、先般、総務文教委員会でも、財政計画の10か年計画をここで立てるという話でありまして、以前の資料でいきますと、この建設計画が始まると、実質公債費比率が18%を超えるというような話もあったわけではありますが、そういうことを是認するのではなくて、やはり根本的な政策転換で、そういうごみの量を減らす、規模を小さくできるということであるならば、一つの道があるのではないかと感じますけれども、そういう点はどう考えていらっしゃるかひとつお聞きします。

○議長 市長。

○市長 新ごみ処理施設整備について

全般、そういう試算をしているとか……これにつきましてはちょっと担当の部長もしくは課長のほうに答えてもらい、付け足すことがあれば、私からまた再度発言させていただきます。

○議長 長 新ごみ処理施設整備室長。

○新ごみ処理施設整備室長 新ごみ処理施設整備について

今、議員おっしゃった、発電しない場合というお話ですけれども、私どものほうでは、発電してもしなくても交付金には関係ないと認識しております。当然のことながら高効率の発電といわれます、いわゆる電気を起こしてそれを売電するという、大きな力を電気によって使うものに対しては、また設備投資に対して別途の交付金が出るという認識でおりますけれども、それ以外のものに関しては同じ3分の1といいますか、そういう対応が交付金の中の条件として出ております。

できれば、このエネルギーを再生エネルギーとして、そのように使えるのが一番いいのかなと私ども考えておりますけれども、実態としては売電ができないような地域もあつたりとかということでは、施設内で有効に使うとか、あるいは地域のために有効に使う。これについては、市長のさっきの答弁の中で申し上げましたけれども、化石燃料を使わずに、それを有効に使うというエネルギーのリサイクル——いわゆる循環型という角度から見ますと、非常に適正なものではないかと思えますし、国が進めているエネルギー活用の方法かなと理解しております。

以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 新ごみ処理施設整備について

これは、売電ができないというのが一番のみそでありますし、もう一つが、高効率と言いつながら炉はゆとりを持っているのです。ですから、24 時間四六時中発電はしていないわけです。そしてそれを継続的に利用しようとする、それと同じ補助熱源が必要なわけです。同じ容量の補助熱源がないと、能力がないと、ハウスでも何でも利用できないのです。ですから、なかなかこの問題は謎が多いと思うのですが、今、交付金が対象でないとされていて、関係ないということであれば、私はこの発電はかなり高額になると捉えていますので、後でまた資料を示していただければありがたいのですが。

それからもう一つ、不要なものといって——武蔵野市の、よく視察をさせてもらったのですが、あの市の要綱をちょっと見てみますと、決定段階では白煙防止装置を無意味だ——要するにバグフィルターで全部吸着できるのだから、白煙は水蒸気なのだというような感覚で捉えると、そこにお金をかける必要はないのではないかというような取組の経過もありますので、そういったチェックを職員の方できちんとするべきではないかと思えます。

そして建設費、それから維持管理費について通告しておきましたけれども、今、建設費は、この計画に入ってから 1 トン 1 億円という話でした。確かに 1 トン 1 億円なのです。1 億 345 万円が全国の平均だそうです。そうすると今、大体 96 トンから 100 トンの間だと思うのですけれども、それに 100 億円をかけて、そのほかに今度、維持管理費はとても面倒過ぎて、職員や委託業者でできるような状況ではないということで、関連の別会社が維持管理することになっています。大体そういう形になって企業が——要するに炉メーカーの言い値で買って、そしてその関連の方々に 20 年なり 25 年でしょうか——最短では 15 年ぐらいという話もしていますけれども、そういった委託契約をして、合わせて入札するのが今の状況でありますので、そうすると非常に高額な予算がそこに必要になります。

その中で維持管理費は、今現在は幾らで、将来 100 トンを造ったとすれば維持管理費はどれだかというあたりは、メーカー、コンサルタントが言う問題ではなくて、担当の皆さんでチェックすべき問題だと私は考えるのです。コンサルタントは絶対こういうふうになれば安くなるとか、こうすれば効率的に価格が安くなりますよなんて話はしないと思うのですが、その辺ひとつ、若干お聞きしておきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 新ごみ処理施設整備について

いろいろずっと、私のほうですべきかどうか考えましたが、担当の部長もしくは課長のほうに、今の現時点のいろいろな検討のところを話してもらう。言えるところにつきましては、話をさせていただきます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 新ごみ処理施設整備について

コンサルタントの言葉をうのみにするなという、端的に言えばそういうことだと思っておりますが、やはり私ども一般職と比べまして、はるかに専門家でございます。そういった専門家の知見を頂きながら進めていかないと、事業は進まないと思っておりますので、そのまた検証とか、そういうことがどの程度できるのかというあたりが、私どもの進め方ではないかと思っております。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 新ごみ処理施設整備について

コンサルタントが綿密な、数値を駆使して、大体 100 トンなり 96 トンという数字を出すと思うのですけれども、それには今後の政策が入っていないわけです。政策でどれだけ減量するかという問題、それから、それを想定していないわけですから、過大な設備ができる可能性がある。こういうことでありますので、人口自然減ぐらいで企業のごみは減らないというようなことであるとなかなか大変な事態が起きるなということから、そういう言い方をしているわけでありまして、今後、精査をお願いします。

次の財政計画の話は今後のことでありまして、それを離さないで、ぜひ、計画、政策展開をしていただきたいということでありまして。

今後のスケジュールについて、若干、詳しくお話しいただきました。私はやはり、規模の問題も順次進めなければならないわけでありましてけれども、場所の選定です。やはり、先回の国際大学の問題は、行政主導で1点に決めてということであったのですけれども、住民の協力を得てということでありまして、協力いただけるところとなると、やはり、どういう土地が候補地に挙がるのか、あるいはどういった市独自の展開ができるのか分かりませんが、私はやはり複数の場所を——誰が考えてもそうだよなという複数の場所を考えるのがいいのかなと、先ほどの答弁を見て感じておりますが、二度と同じ繰り返しはしないものだと思いますので、ひとつ今後の大きな課題だと思っております。

時間が少なくなりましたが、(2)の温室効果の問題と廃プラスチックの問題で、政策転換が必要ではないかということ、まさに何回も繰り返しましたがけれども、この炉を造ったとして、多分 30 年、40 年使える品物ができると思うのです。そうした中でやはり、究極の目的は何だかということ、CO₂実質ゼロです。実質ゼロということに、国も挙げてやろうではないかということが現政権でも発したわけでありまして、この動きをうまくひとつ捉えて、そして今、建設しようとしている、我が市としてどうあるべきかということを実際に考えて

いただきたいなど、今回、私は整理して感じたところであります。国の動きと、私はこの地域性をひとつしっかり捉えていただきたいと思います。若干、私、考えをまとめてみましたので、一言、最後にまとめて所見を伺いたいと思っていますので、よろしくお願いします。

自然豊かな南魚沼市であります。持続可能な循環型社会の構築を目指して、できるところから一步一步進んでいこうではありませんか。今回、資料を調べていたのですけれども、鹿児島県の大崎町の担当者がリサイクル率を——82%です、リサイクル率。リサイクル率を高めるのが目的ではありませんと。埋立て処分場の延命化を図り、未来の世代がよりよく住めるような状況を目指しているだけでありますと。すごい、あれですよ、埋立て場ですよ。それがほとんど必要ないという状況が今出ているのです。そして地域の取組だけに終わらず、全国、世界中にこの流れを持ち込めるように邁進していきたいと。こういった担当者のコメントがありました。

今回は新ごみ処理施設建設が振出しに戻ったこの機会に、ぜひとも私は政策展開が必要だなと考えました。私がこの新ごみ処理施設建設の言葉を見て、関心を持って、7年がたちます。第1回目の一般質問から。その取組について、また今回、ごみの問題を取り上げてみたわけではありますが、しっかりと捉えていただいて、今後の南魚沼市の誤りのない方針を示していただいて、より負担が少なく、そして福祉、教育が充実した町になればなと思っています。

私は、私のことばかりではないですけれども、我々、この議場にいる方々は、末端自治体の政治家だと思うのですけれども、政治家の任期というのは4年なのです。4年ごとの積み重ねが市民にとって、ああ、有意義なことだったと、かけがえのない地域社会が逐次構築されていく。こういったやはり政策提言、政策協議がなされていくべきではないかと思いますが、所見があったら伺っておきます。

〔「質問していいですか」と叫ぶ者あり〕

○議 長 はい。

〔「ちょっと止めてもらって、質問します」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長、どうぞ。

○市 長 新ごみ処理施設整備について

今ほどずっと聞いていて、どこで答えようかと思っていたのですけれども、最後の4年の中でのというところの所見でいいのですか。

〔「はい」と叫ぶ者あり〕

はい、分かりました。では、答弁します。

○議 長 市長。

○市 長 新ごみ処理施設整備について

私は、そもそも4年区切りで物を考えると、最初の就任のときから、そういう発言をしていると思います。たまたま、あと4年間延ばしていただいているという感覚を持っています、全てのことにおいて、4年のスパンで物を考えていこうと、自分としては考えています

が、この中に悠久の将来にわたる、いろいろな意味のことが盛り込まれていく、そういう政策を展開していったり、市長の場合は口で言っているだけでは駄目なので、きちんとそれに参加したり道筋を立てて、これを実現していくことをなしていこうと思ってやっていますので、それが所見でございます。足りませんでしたでしょうか。だから、ごみ政策も、孫子の代まで話をやる。だから、場所の選定もそういうことも狙いながらやっていかなければならないと考えると、4年という期間を担当しますが、さらに先の世代に向かってということであります。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 新ごみ処理施設整備について

4年ごとということでもあります。この大事業は4年で終わるものではありませんけれども、4年ごとの蓄積でという、あえて言わせていただきましたが、今この時点で市長のリーダーシップが発揮され、そして、ごみ政策が進むことを私は願っております。

以上で、質問を終わります。

○議 長 以上で、岡村雅夫君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで昼食のため、休憩といたします。再開は1時20分といたします。

[午後0時09分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後1時20分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位4番、議席番号20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 お疲れさまです。昨日もワクチン接種は3会場で2,159人ですか。本当に外山副市長を迎えて、非常にいい体制ができていますし、県内でも、うちがすごくワクチン接種が進んでいるのではないかと考えております。また、医療従事者の皆さん、職員の方も休日出勤をしていただいて、スムーズに現場が行っているということで聞いていますが、非常にいいことだと思っています。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

一般質問に入らせていただきます。大項目1点であります。

「医療のまちづくり」に関する基本の方針について伺う

医療のまちづくりに関する基本の方針について伺うものであります。1番であります。3月定例会の一般質問で、私は市民病院の経営改善で新年度に向けて具体的に取り組むものがあるのか、また、新年度予算に反映されるものがあるのか、というような質問をいたしました。令和3年度がスタートいたしまして、ここまでで経営改善の状況がどうなっているのか伺うものであります。

2番目であります。市民病院の経営改善に関して総務省の事業が採択になり、外部の意見を取り入れた中で経営形態の見直しを含め、多方面からの検討を進める必要がある、というふうに記載がありました。特に着目すべき点だと考えております。具体的にどのような方法

で外部の意見を取り入れて経営改善を進めるのか、伺います。

3番目です。総務省事業を活用し、経営改善の取組の期間はどれくらいを考えているのか。資料を見ますと、3年間で特別交付税がマックスで400万円ですか、というふうな記載がありますけれども、このことによってどれくらいかということをお伺いします。

4番であります。指定管理についても踏み込んだ検討をするべきではないかと考えていますが、いかがお考えか、お聞きします。

5番目です。医師の確保の取組についてで、寄附講座の拡充を進めていますけれども、当初予算に計上しています。この寄附講座の拡充の見通しはあるのか。また医師確保は順調にいくのかということをお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、塩谷議員のご質問に答えてまいりたいと思います。

「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

医療のまちづくりに関する基本的方針についてということでもあります。1番から5番まで。

実際は病院事業管理者のほうで答えるべき内容も多々あるかと思いますが、開設者としての私の思いも含め、そして内容によっては、担当の副市長という立場も今回指定させていただいておりますので、2人での答弁ということに順番的になっていくかもしれませんが、よろしくお願いたします。

まず、1点目の3月定例会の一般質問で、塩谷議員のほうからお話があった件であります。新年度予算に市民病院の経営改善が反映されているかという質問でありましたが、ここまでの状況は、ということでもあります。収益を改善していくために、直ちに取り組める方策として、まず薬剤の購入について、昨年度から見積り合わせの方法を変更して、値引き率の改善をすることができたということでございます。また、採用する薬剤につきましては、ジェネリック製剤だけではなくて、バイオ後続薬品も取り入れ、値引き率だけではない、薬価と比較しながら、仕入れ差益がよいものを選択するようにしているということでございます。併せまして、購入した薬が使用期限切れで廃棄とならないように、この辺にも注意を図り、残量管理の精度を上げることに努めているということでございます。

また、診療材料につきましても、令和元年度末の頃から日本医療共同購買機構に参加しまして、他の病院と共通単価の枠組みによる購入とし、購入単価の低減を図る努力を始めているということです。

すぐに取り組める点につきましては以上となりますが、一方で今年度に入り、市民病院の外来は予算ベースとほぼ同様に実績が推移しているものの、入院における病床稼働率は予算ベースと比べ、実績が約10%も下回る結果となっています。このままの状態が続くようであれば、中期的に見ると、年間を通じて非常に厳しい運営を迫られることになると感じています。

よって、今回の基本的方針にもあるような病棟再編によるケアミックスへの転換などに直ちに取り組むとともに、総務省の支援事業であります公立病院医療提供体制確保支援事業によるアドバイスを受けながら、さらに経営改善を進めていく必要があると考えております。

議場でも3月定例会でしょうか、新型コロナウイルスの影響、影響という話が出ましたが、私そこでも答弁しておりますが、それだけではない、構造的な様々なことがありますということをお答えしてきております。今も変わりがございません。

経営改善につきましては、病院幹部職員のみならず、職員一人一人が意識を高めながら取り組むことが必要であると考えていまして、病院内の会議で市民病院経営改善タスクフォースの経過報告を行い、各科の科長を通じて職員への周知を図っているということでございます。そういう共有を図っているということです。

2番目であります。総務省事業の件であります。具体的にどのような方法で外部の意見を取り入れて改善を行う、進めようとしているのだということですが、外部の意見という点については、今回採択を受け、まさに先般からもう始めていますが、総務省事業の公立病院医療提供体制確保支援事業によるアドバイザーからの助言を第一に考えています。

病院経営のプロであるアドバイザーを総務省と連携した地域医療振興協会からお招きして、1回3時間の会議により、経営改善や経営形態の見直しなどの内容について助言をいただくものです。これを来年2月までに5回行う予定としておりまして、第1回目を今ほど申し上げたとおり、6月4日からスタートさせています。私も出席をさせていただきました。総務省の方も並んで、テレワーク会議というような形で行われておりましたが、始めています。

2回目以降につきましては、このたびの市の打ち出した基本的方針による6つのタスクフォースを集約して、今後はタスクフォースの段階から2つのプロジェクトに進めていくという方針を申し述べましたが、これに基づきまして、総務省の支援事業を連携させて、同時進行で進めていきたいと考えております。この動きの中ですぐにできること、また中期的な計画として、準備を進めることなどに経営改善に取り組むべき事項を分類して取り組んでいくということになるかと思っております。

3つ目のご質問です。取組の期間はどのくらいを考えているかということです。今回、採択を受けた支援事業は、経営の効率化、再編・ネットワーク化、または指定管理者制度の導入などの経営形態の見直しに関する助言、及び実施計画の策定などについて支援を受ける内容となっております。

令和3年度に創設された事業でありまして、これによりまして、最長で3年間の支援が受けられるということです。今回の支援に加えて、代診医——お医者さんの派遣、医師の研修等の医療に関する人材確保、またはこういう人材の育成なども含めた支援につきましては、経営改善が次の段階に入っていく、そういうときには、この追加の申請を行わせていただいで活用していくことが必要ではないかと考えています。議員のお話のとおり、最長3年間の支援です。

4番目のご質問です。指定管理について踏み込んだ検討をするべきではないかということ

であります。平成 27 年 3 月の新公立病院改革ガイドラインでは、地方公営企業法の全部適用によって所期の効果が達成をされない場合には、地方独立行政法人化など、さらなる経営の見直しに直ちにに取り組むこと、とされています。地方独立行政法人化——非公務員型と言われるものですが——や指定管理者制度の導入などの速やかな検討を求められているということです。医療のまちづくり検討委員会にまとめていただいた昨年秋の提言においても、現在の公営企業としての当市の病院事業の改善に全力を尽くすべきであるものの、安定した医師確保やスケールメリットの追求など、指定管理者制度への適用についても排除することなく、真剣に検討すべきであるという提言がまとめられています。私どもそれを受けています。

そして加えまして、医療のまちづくり検討委員会の提言の後、私どもが設立して、私の 2 期目の大きなテーマとして掲げました、医療対策推進本部を設置したところ、その下部には 6 つのタスクフォース——この中には経営改善が含まれています——の議論を踏まえまして、このたびの基本的方針では指定管理者制度の導入等の経営形態の見直しを視野に入れる必要があるということになっています。

私どもの市は平成 22 年から地方公営企業法の全部適用を選択した。そして現在大変厳しい状況であることが、これまでなかなか触れられなかった点ですが、約 3 年前からの様々な危機感、そういう中で進めてきた中で、これが今、医療従事者や市長部局も含めて、恐らくは議員の皆さんもそういうことをお感じになっていると思いますが、この共通認識が今されてきていると思います。ガイドラインのことは求められておりますが、そのとおり、今私どもとしては、ここに大きな関心を持って、検討を避けられない状況にあると私は思います。なので、考え直す時期に来ていると考えております。

このたびの基本的方針により、6 つのタスクフォースを集約した 2 つのプロジェクトを進めていくわけですが、この中に加えて、先ほどから申し上げている総務省事業を活用した経営形態の見直しを検討することとしていまして、指定管理者制度などの経営形態に関する検討をしていかなければならないと考えております。大いに議論を尽くそうということでございます。

5 つ目の問題であります。寄附講座の拡充によって医師確保の取組の見通しが立つのかということでもあります。寄附講座による医師の拡充の見通しですが、講師クラスを 1 人、1 年間。1 人を半年間ということで予算を計上させていただいています。議会の皆さんからも認めていただいております。ですが、やはり医師確保は大変に厳しい課題であります。

現在、正直に申し上げれば、一筋縄ではいかない状況であります。寄附講座へ大変な協力をいただいている自治医科大学内において、適切な人材がなかなか見つからないという状況をお聞きしておりまして、公募という形での検討もしなければならぬ状況と伺っています。公募して、申込みがあったとしても、自治医科大学の求めるような人材でなければ不採用となる場合もある、そういう厳しいものと伺っています。

また、寄附講座が順調に進んだ場合、常勤医師が増えることになり、当面の医師拡充は図

られると。これを期待もしつつ考えていますが、しかしながら、どんなにすばらしい先生がいらっしゃったとしても、任期が決まっております。その後も市民病院に残っていただいたり、また、その方々を慕ってくる若い先生に常勤になっていただいたり、またはさらに寄附講座を拡大したりと、常にその先を、先を考えていく必要があると考えています。同時に寄附講座による医師確保は一過性で終わってしまう危険性もあると言わざるを得ません。

中長期的に考えれば、安定した医師確保を行うには、組織的な医師の派遣、そして確保ができることと協力をすることが必要なのではないかと私は強く考えております。この点を考えた場合、いろいろな議論がこれからあると覚悟していますが、指定管理者制度などへの経営形態の見直しなど、密接に関係してくるものと考えておりまして、この議論を避けて前に進むことはできないと考えている次第です。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について伺う

それでは、1点目から再質問させていただきます。今ほど市長は答弁の中で、この4月から取り組んできたということで、薬剤のことをおっしゃいました。そのことによってどれくらいの金額があがってきたのかということ、まず1点お聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について伺う

これは専門に担当してもらっている外山副市長、もしくは病院の担当者のほうから答えさせたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について伺う

端的に薬の問題だけ申し上げれば、よく後発医薬品というのがありますよね。先発医薬品の特許期間が切れた後、同じ成分で、同じ処方の方で、処方というか、同じ成分を使っている薬です。それは大体進んでいるのですけれども、最近いろいろところでやられているのは、バイオシミラーとあって、答弁にありましたけれども、バイオ医薬品の中の後継品でありまして、それでいろいろなバイオ医薬品の抗がん剤のようなものが、特許が切れた場合に、それは全く同じ成分ではないのです。難しい作り方でやるものですから。

そういったものを行った場合、取り組んだばかりなので、トータルでどうなるかとか、年間の取組は分かりませんが、例えばある1つの医薬品で発注をする際に、これだけ発注すると、それに比べて、例えば1回の発注の際に数百万円、1つの医薬品だけで仕入れ価が下がるといったレベルのもので、それらがこれから幾つか積み重なっていくものですから、やはりそういった地道な努力も必要だということでもあります。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について伺う

ただいまの外山副市長の答弁に補足させていただきますが、一概には比較できませんが、

4月一月分の比較をしますと、おおむね650万円くらい昨年から薬剤費が落ちております。これは入院が落ちている分もあるのですが、その分を考えても大分減っていると言えると思います。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

本当に結果がすぐ出てきているということで、喜ばしいことかと思っています。今後もそのバイオの後続薬品ですか、やっていただいて、またどんどん改善していけばいいのかなと思っています。

先ほどの市長の答弁の中で、病床の利用率が今はあまり芳しくないということで、このままいけば、また年間かなりの赤字になるということですがけれども、そういう具体的な数字がもう計算されて、このままいけばどれくらいなのかとか、それを改善するために、どういうことを今度指示して、そうならないようにやっていくのが大事だと思うのですが、その点についてお考えがあれば、と数字が分かればお聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

いろいろな話を、情報も以前とは全く違います。細かくいただいています。この中で外山副市長のほうからその点について答えてもらいますので、よろしくお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

先ほどの病棟の稼働率です。4月ベースで、予算規模に比べて10%程度下がったことは事実ですがけれども、例えばそれを改善するためには、やはり基本的方針に書いてあるような、病棟の構造転換をしないといけないのです。例えばですがけれども、1病棟が急性期、それから今、2病棟も3病棟も全部急性期ですがけれども、基本的方針に書いてありますように、例えば2病棟を回復リハビリテーション病棟にする。3病棟は、すぐにできるかどうか分かりませんが、地域包括ケア病棟にするということでもあります。

実際にこの稼働率を下げているのは、1病棟の外科系ではなくて、2病棟の混合病棟のところずっと前からですがけれども下げているのです。ただ、そのことに向けて、既に病院のほうでも、後で事務部長のほうから話があるかもしれませんが、改善をやろうとしています。回復期の患者を入れようとしていますけれども、そこが産みの苦しみというか、なかなか難しく、一つには、今度は回復期のリハビリテーション病棟という施設基準を取るためには、半年間の実績が必要です。半年間の実績がありますと、そこで今度は新たな施設承認が成って、いい診療報酬点数を得ることができるのですがけれども、その半年間はほかの病棟に比べて入院期間の長い患者を次々と入れて、そこで実際にリハビリをやっていって実績を示さなければいけない。そうしますと、この半年間はある意味、非効率なのです。

それから例えばその実績をつくるために、それ相応の医者もまた連れてこなければいけな

いというようなこともありまして、さらには、その病棟で本来入院していた、ではがん科の患者をどうするのだとか、整形の患者をどうするのだという、内部の調整も必要だということでもあります。

ですから、結果的にその道を通らなければ、構造転換はできないのですけれども、途中経過はそんなに簡単ではなくて、結局、非効率的なプロセスを経なければ、なかなかならない。それが大変がゆえに今までずっと先送りというかになってきたこともございます。ただ、市民病院のほうでもこの基本の方針を踏まえて、既に動き出しておりますので、なかなか力のいることだと思いますけれども、我々としても応援していきたいと思っております。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について伺う

今ほど言われました、どこかでやはりそれをしなければ、非効率といってもなかなかその次に進めないという場面もありますので。お話を伺っていると、そういうふうにやれるというか、やっていく方向にかじを切っているということなので、ぜひ進めていただいて経営改善に向けてやっていただければと思っております。

2番目に移らせていただきます。先週の社会厚生委員会でも外山副市長はちょっと答えていたと思うのですけれども、地域医療振興協会に改善をしてという電話がいくと、もう大体50%が手遅れだということを、この間の答弁で言っていたと思うのですけれども、うちの今は手遅れではないのか。まだまだ何とかそれはするのだという、意味は分かるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について伺う

これにつきましては、外山副市長のほうに答弁をさせます。よろしく申し上げます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について伺う

令和3年度の予算をここでご審議いただいたときも、資金繰りの点で大変な状況にあると思っていて、先ほど市長も答弁しましたけれども、そういった意味では年間を通して非常にこれから大変な状況だし、それから基本の方針というか、所信表明に書いてありましたような、大和病院の移転とか、そういうことも考えたときに、様々なことを連立方程式の中で解いていかなければいけない、こんな状況だと思っております。総務省の事業との関係で見た場合に、なかなかこういうところで、すばっとは言にくいのですけれども、この南魚沼市の置かれている状況は、非常になかなか難しい状況だと思っております。

というのは、先ほど申し上げましたように、いろいろな構造的な問題があるのと、経営診断だけは誰でもできる——誰でもできると言っては失礼ですけれども、おおよその能力というか、普通の学識さえあればできるのです。こう言っただけですけれども、私もその職場にいたものですから、私も診断すること自体はできるのです。

ただ、それを今度は実行に移すときに、いろいろな——例えばさっきの病棟のこと1つ取

っても、これが本当に皆がそういう方向だということで、必ずしも全員が賛成する事業ではない場合もあります。そうしますと、そのところで、先ほども言いましたように、結構体力も使ったり、余計なお金も使ったりするものですから、そういった点では、なかなか予断を許さないというか、そう楽観的な問題ではないと思っております。

ただ、先ほどから申し上げておりますけれども、ほかに、ではどういう道を通っている改善しなければいけないのだということを考えますと、あまり選択肢がないではないかと考えております。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

先ほど市長の答弁でも、2月までに5回、総務省とやり取りを1回につき3時間やるということで、6月4日にもやられたということで——3日、4日、二日前くらいでしたか。実際、やってみて、どういう感覚だったのかが分かれば、内容的なものを踏まえてちょっとお聞かせいただいて。有意義だったとか、どういうことに指摘を受けたとかということがあればお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

これは、後々までいろいろ語られることになるかもしれないので、はっきり言うと、私は冒頭の挨拶から、そして途中の当市立病院群の決算とか内容を、うちの職員が向こうにいる総務省とそれから地域医療振興協会の皆さんが並んでいるところに向かって説明をしている段階で、聖火リレーのことがあったので、退席してしまいました。しかし、やっていた第1日目は、こちらの状況をきちんと向こうに捉えていただくこと。ただ、私が説明をしているわけではなく、挨拶はしましたけれども、その後、後ろにいて聞いている中で、私はやはりこの辺が生々しいと思ったのは、マイクを通じてお互いに息遣いや、例えば漏らす言葉も聞こえるわけです。この中に向こうの方々の、「これは大変だな」というつぶやきを私は聞き逃していません。

やはりそういう見地から見ても大変な状況にあるということを我々は本当に考えなければならぬと、また気持ちを強くしました。その模様につきましては、当然参加している副市長も、そして病院の事務部長もいますので、必要があればそちらにも答えてもらいたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

6月4日に行われましたけれども、キックオフミーティングということでありまして、それで総務省、さらには今回はちょっと都合がつかなかったのですけれども、新潟県庁の職員とか、地域医療振興協会、それから市民病院の主なスタッフ——たまたま加計院長はちょっと時間の関係で・・・できませんでしたが、そういうところでキックオフミーティングをやりました。

今後の必要な資料とか、第2回目はどういうふうにやろうとか、というふうな話までなりましたが、向こうの理事長も、それから総務省の役人も入ってくれて、結構真剣な——結構真剣と言っては失礼ですけども、真面目な話合いができたと思っておりますし、それから、当日参加した南魚沼市側の間人も全員が意見を申し上げましたので、そういった点では、最初のミーティングとしてはよかったのではないかと考えています。ただ、これがちゃんとしたものになるかどうかは、今後のやはり盛り上げ方といいますか、具体的な連携によってなるので、一生懸命やっていきたいと思っております。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

本当に、外部の意見を取り入れて改善が進むということは、やはり市民にとっても、市民の安心安全を守ってこの病院を運営していくという中でも、ぜひ必要なことだと思いますので、やっていただきたいと思っております。社会厚生委員会のほうで、やれ書類がどうだなどという話も出ていましたけれども、私はそうではないと思っております。本当に外山副市長が今年の採決で副市長になられて、この事業も取ってきたと。私はすごくこの事業は意味があるものだと思いますし、どんな力を発揮してでも取ってきていただいたというか、そうではない、公平でやったということですけども、でもすばらしい事業に参加できることは、すごくうちの市にとってはよかったのではないかと考えています。今後も進めていただければと思います。

2番を終えて、3番に行かせていただきます。3番のほうも大分分かりました。また3年では駄目だというときは、延長してでもまた取り組んでいきたいというような意見ですので、それは先のことなのでちょっとまだ分かりませんが、できれば、もう3年以内に改革ができれば最高なわけでありまして、そういったことでどんどん取り組んでいただければと思っております。

4番に移らせていただきます。4番のほうも社会厚生委員会では、一部だけではなく全体的に考えた中で、長期的な数字も見ながら、大和病院をどうしたらいいとか、また全体的に健友館をどうするかとか、城内診療所をどうするかということを経体的に見て考えていくのだということでもありますけれども、やはり待ったなしでやらなければいけないことも何個かあると思うのです。それについてこれから指定管理という考え方も、資料を見ますと公募を冬くらいに行うような感じで書いてあったと思うのですけれども。いただいた資料の中に、総務省の、何か公募していきますよ、みたいな。具体的に、今から半年後くらいになるかと思うのですけれども、どういうことになっていくのかと思っておりますので、これからの進め方は、どういうことをまた目指していくのか。お考えがあれば、再度お聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

そもそもここを検討しろということは、我々が言っているだけではなくて、先ほど説明したとおりです。いろいろなところから、このガイドラインも含めてありますし、一体、医療

現場の皆さんもどう考えるのだろうかといういろいろな思いが市長としてはありますが、タスクフォースなども通じて、多くの皆さんがやはりこれは十分に検討しなければならないという結論に達して、今、基本の方針に向かっている。これは決してこちらから、これから先に考えろと言ったわけでも——そういうことではなくて、進めていてもそういうことです。

なので、これは今、非常に考えなければいけない。例えば指定管理とかがありきということではなくて、最終的に判断するのは、前からも口を酸っぱくして言っていますが、南魚沼市が決めていくことです。なので、十分に議論し、そして研究して——まだまさに、それがよく意味も分からないという人も多いと思うのです、だと思えます。うちはずっと、当然大和町からのいろいろな歴史感もあるし、そういう意味でそれが色濃いと思えますが、しかし今は、ここをいろいろな形で将来持続可能なものにしていく中で、私としては、この議論を避けては通れない。では、その道ではない、ほかの道があるとすれば、議論もしてほしいし、対案を示してもらいたい。そうでなければ、やはり極めて無責任な話になる。

今、持続可能な将来像をつくり上げなければいけない。私はその任に就いている人間として、ここの部分の十分な検討をしてもらわなければならない、議論を尽くそうということで考えております。時期的なものとかについては、私はちょっとここで申し上げるつもりはありません。今のこの総務省の内容とか、事業とかそういった中で、タスクフォースも含め——すみません、今後はプロジェクトですね。こういった中でも十分検討する必要があると考えています。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について伺う

分かりました。6つのタスクフォースから2つのプロジェクトにということでもありますけれども、その2つのプロジェクトの中身がもし分かるのであれば、どういうプロジェクトなのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について伺う

ちょっと私とその詳しい名称のものの資料を置いてきてしまったので、今、手元にないのですが、6つのタスクフォースから2つの、大きくは経営の改善が含まれている1つの大きなプロジェクト。もう一つは地域づくり的なものまで含めた1つのプロジェクトというふうに体系を分けていると思います。これにつきましては、外山副市長からもまた発言をさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 「医療のまちづくり」に関する基本の方針について伺う

今、もう市長が答弁されたとおりですけれども、1つが、仮称ですけれども、市立医療機関の経営改善と施設整備プロジェクト。2つ目が、これも仮称ですけれども、保健・医療・介護・福祉の連携したまちづくりプロジェクトということでもあります。実際にまだ新たに要綱の決裁を受けていませんから、名前が変わる可能性がありますけれども、そういった2つ

のプロジェクトであります。

○議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

大変失礼いたしました。来年の冬に募集するのではなくて——ごめんなさい。私が見ていたのが、うちが募集したのが1月だったというのを見ていたので、ちょっと勘違いでした。うちが指定管理を募集するではなくて、うちが手を挙げたのが令和3年1月と書いてあったので、大変申し訳なかったと思っています。

4番目を終えて、最後の5番目の質問です。市長も言われたとおり、一筋縄ではなかなかいかないということでもあります。でも令和3年度の予算に寄附講座を拡充したということでもありますので、実績的には年内中にあがってくるかと思っていますけれども、ここに来てワクチン接種ということもあって、外山副市長もかなりそちらのほうにも力を注ぎ込んでいるということで、大変な中だとは思いますが、できるだけ常勤医を増やしたいという思いは、皆さん同じです。

あと、オペ室ですか。あれだけいいオペ室があって、なかなか使われていないという、あそこがやはり稼ぎ場だと思っていますので。オペするには、やはりチームも必要ですし、そういう先生方がいなければ、常勤医がいなければ、なかなか術後も診れないということもありますので、それに向けて医師の拡充ということ頑張っていくと思うのです。具体的に、今も答弁があって、大変だということは分かるのですが、それをまたどういうふうな切り口で結果を出していくかということが重要だと思っています。もう一つ踏み込んだ答弁があれば、お聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

まさに最後の点を除けば、こちら側に答えさせるわけだから、その前の話をされていた内容はそのとおりで、本当に大変だと思います。この後、外山副市長から答弁をしてもらおうと思います。いつも話をやっていますが、このワクチン接種の大変な事業の中でも、ここを遅滞させることなく頑張っている姿勢にも、本当に頑張っているなという思いであります。が、先ほど言ったような大変いろいろな問題もあるということでもあります。しかし、いろいろな関係性がこれまでよりも各段に上がっている。人とのつながりとかです。こういうことも非常に私は喜ばなければいけないと思っています。外山副市長に答弁をお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

医師の確保でありますけれども、別に寄附講座でなくてもいいのですが、こういった仕掛けという足場ができたものですから、ついでにとってはおかしいですけれども、これを手繰り寄せるような形で、自治医科大学のさいたま医療センターのほうとやっているということです。先ほどの総務省事業も経営診断の次は医者への派遣なのです。それで、地域医療振興協会からも非常勤では多いときでは20人くらい。今、十五、六人くらいでしょうか。市民

病院のほうに医者非常勤で派遣してもらっているのです。

ただ、問題は、度々お話がありますように、非常勤ばかり多くて、常勤が少ないという構造的な問題もある。ですから、寄附講座であろうが、別な——総務省事業とは言いませんけれども、そういった形であろうが、そういった常勤の医者をどんな形でもいいからということで確保する、しなければいけない。先ほどの病棟の構造転換——回復期リハビリテーション病棟を1つつくることですら、やはり複数の医者がいなければ施設承認が取れないわけがあります。

あとは、細かく申し上げませんが、市長のほうで一生懸命やっておりますのは、自治医科大学の卒業医師を、やはりいつも新潟県の場合、県立病院ばかりやって——私も卒業したときそうでしたけれども、病院局というところでやっておりました。これだけ疾病構造が変化して、地方自治体が合併して、地域包括ケアという時代になったのだから、義務年限内の人をぜひ南魚沼市民病院等に派遣してもらって、そしてそれを拠点にして、例えば、失礼ですけども、柿崎とか津川とか、妙高とか松代とか、そういったところにやる、へそみらいなところにやってくれと、ずっと市長のほうからも県のほうに言っているのです。

ですから、どこで芽が出るか分かりませんが、そういった寄附講座も、自治医科大学と地域医療振興協会というのは、兄弟みらいなところがありますので、それから卒業医師もまた地下水脈というか、連携しているので、そんなことで、どういう形で花開くか分かりませんが、そういう脈絡のもとに努力していきたいと思っております。あまりしゃべると責任取らなければいけない。これでやめます。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 「医療のまちづくり」に関する基本的方針について伺う

ぜひ、外山先生の今までの実績、経験、名前を使ってどんどんやっていただければ、本市としてはありがたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

また、今後とも7月以降は平日も、市内2会場、ワクチンが打てるような会場も、今模索していると聞いていますし、またそこには看護師もそうでしょうし、医師もかなりの数がいなければ体制が取れないと思っております。本当に外山副市長は、今それを回しているということで、本当に頭が下がる思いであります。市民は本当にスムーズにワクチンを打てるということで、大変ありがたがっています。ぜひ進めていただいて、また、医師が来られるような環境づくりも大切だと思います。議会としてもしっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

終わります。

○議 長 以上で、塩谷寿雄君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を2時20分といたします。

[午後2時05分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後2時19分]

○議 長 一般質問を続行いたします。傍聴の皆様、ご苦勞さまで。

○議 長 質問順位 5 番、議席番号 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 中沢一博でございます。傍聴者の皆さん、お忙しい中、傍聴いただき、大変ありがとうございます。

最初に新型コロナウイルス対策の切り札となっております、今、ワクチン接種、先ほど来、話がありましたように、本当に医師の皆さんをはじめ、看護師の皆さん、そして関係者の皆さん、またボランティアの皆さん、そしてまた自治体の職員の皆さん、本当に連日ありがとうございます。総力を挙げて連日遅くまでやられている。市民の代表の一人として、本当に心より感謝と敬意を申し上げたい次第であります。重ねて御礼申し上げます。

まだまだ希望者全員までとは、月日が続きます。体には十分気をつけていただき、お世話になります。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、通告に基づき、一般質問させていただきます。今回は大綱 2 項目になります。

1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

1 点目、このコロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げと題して質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が発してからもう 1 年半にもなります。表題で支援体制を急げという激しい言葉を書いてしまって、そういう面では失礼かと思えますけれども、本当にそのくらい現場はかつてない危機に直面しております。コロナ禍で甚大な打撃を受けている生活者をはじめ、事業主を支えるためにこの地方交付金や、またふるさと納税等を活用し、必要な手立てを迅速に打つべき支援強化を急ぐ必要があると感じる次第であります。当市の具体策をお伺いするものであります。

1 点目であります。このワクチン接種の進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いいたします。今、65 歳以上の高齢者を対象として接種が開始されております。7 月までに完了との指針も出されておりますけれども、南魚沼市は県下でも高い水準で進んでいるとも伺っております。進捗状況をお伺いするものであります。

あわせて、これから全国的には 16 歳以上が対象となる一般接種も開始されるわけであり、12 歳からも接種できるという自治体もあるということも聞いております。当市の接種年齢はどのように考えているのか。今後のスケジュール等も併せてお伺いいたします。

2 点目であります。新型コロナウイルス感染症の感染が長期化しております。これだけ長期化になってくると、今後の支援強化で、新型コロナウイルスの影響を受けている分析が必要かと思えます。確定申告も終わり、分析も業種別に明確になってきているかと思えますので、先ほど同僚議員からも同様の質問もありましたけれども、精査した中で結構でございますので、実態をお伺いさせていただくものであります。

3 点目であります。孤立を防ぐ相談支援で、当市の弁護士無料相談体制の拡充についてをお伺いいたします。この件につきましては、3 月議会でも訴えさせていただきました。コロナ禍の長期化で生活の面、事業の面、多様な分野で法的な相談が必要となってきているもの

と私は実感しております。当市の弁護士無料相談体制の拡充を、私は期間限定でも結構ですので、再度強く求める次第であります。

4点目であります。プレミアム付商品券の発行時期についてお伺いいたします。今議会で6月21日より発行を開始したい旨の説明がありました。いち早く市民の皆さんに元気を、エールを送りたい。消費喚起の面でも市民の皆さんへの支援をしたい。私は気持ちは分かります。本当に分かりますけれども、今のままで発行したならば、限られた業種しか恩恵が受けられないのに、どのように感じているのでしょうか。言わんとしていることが分かるかと思えます。これだけのお金を投入するわけですので、多くの方々に恩恵が行き届く体制が、また時期が、大切かと思えますので、所見をお伺いさせていただきます。

5点目であります。県の新型コロナウイルス感染症対策認証制度の推進と経済支援についてお伺いいたします。当市の感染状況を見ても、一時期に比べると落ち着いてきたとはいえ、油断は排しません。ワクチン接種を迅速に進めていくことが、このコロナ禍の中で一番の支援である。市長からも先ほども・・・ではないですけれども、完全なるワクチン接種が一番のコロナ対策であるという説明もありました。私は経済再生には、この感染対策が大事とずっと一貫して言っていました。また、市独自でも推進してきていただきました。

しかし、まだまだ市民が安心するには、感染対策とともに経済を動かす、この両立が必要になってまいります。幸いにして、県が感染症対策認証制度をこの6月から実施すると私は伺っております。ぜひ、このポストコロナに向けた経済再生に一步前進するためにも、大事な分野だと私は思っております。市を挙げて取り組むべきだと感じております。また、認証を受けたところには、支援金を給付し、感染対策と支援というセットの形でしてはいかがかと感じるわけでありまして。やはり官民挙げて、何とか突破口を開きたい、そう思う次第であります。市長の見解をお伺いするものであります。

最後になります。6点目であります。このコロナ禍の深刻な影響を受けている事業者に支援強化が急務と考えますが、お伺いするものであります。一般質問通告時には執行部から何の回答もありませんでしたので、このような質問をさせていただきました。その後、新型コロナウイルス感染症対策連絡会議もやっていただきました。本当に感謝申し上げます。そうした中でありましてけれども、私はやはり、今、大事なものは、一番危機に立たされている、自助努力だけではどうにもいかななくなっている、そういう市民に、業種に何ができるか、ここがやはりポイントであります。

通告には具体策を急げとさせていただきました。その後、新型コロナウイルス感染症対策連絡会議がありましたので、大変言いづらい部分もあるかと思えます。通告のときはこういう形でありましたので、恐れ入りますが、ご理解いただきたいと思います。

自治体もこのワクチン接種、そして先ほど来の医療のまちづくり、また新ごみ処理施設の建設等々、本当にあれもこれも大変なことは重々承知しております。昨日もやはり市長とともに会場に伺わせていただきましたけれども、市職員が総力を挙げて取り組んでいる姿も目の当たりに見せていただきました。本当に感謝申し上げたいと思っております。と同時に市

民の生活現場も必死なのであります。私は強く、強く発展的な答弁を期待して1点目、このコロナ禍の長期化による影響で深刻化が増している支援体制を急げとあえて言わせていただきまして、質問とさせていただきます。

以上であります。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、中沢議員のご質問に答えてまいります。

1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

コロナ禍の大変な状況です。まだ長いトンネルだと思いますが、しかし、私は先に光が見えてきていると固く信じています。そういう思いを持ちまして答弁していきますので、よろしくをお願いします。

まず、1点目のワクチン接種の進捗状況、そして、今後のスケジュールであります。南魚沼市では優先接種対象である高齢者の皆さんへの接種を、集団接種を優先させる形で4月25日を初日として、日曜日ごとに行ってまいっております。5月9日までは1日に1会場ずつの実施としていましたが、ワクチン供給量の増加が見通せるような状況が生まれてまいりまして、5月16日の接種から会場数を3会場から4会場に拡充して、1会場の接種人数も増やしながら実施してまいりました。この答弁を考えている昨日の段階ではまだこの数字がつかめていなくて、今日の朝、その報告がありちょっとびっくりしたので、この報告をさせていただきます。

私どもの南魚沼市での集団接種の昨日現在、昨日までの数は、1万1,670回——1回目と2回目があるので、人と言うと、ちょっといろいろありますので——1万1,670回という数字です。昨日までです。65歳以上の人口が、南魚沼市は令和3年4月1日現在、1万8,535人います。この中で今日報告を得て、なるほどと思ったのは、高齢者の皆さんのうち、1回目が終わった方の接種率は、46.6%です。私は驚きました。そして、2回目まで終わった方が、高齢者は16.7%です。私が考えた以上にはるかに多い。集団接種会場——まだこれからと思っていましたが、この数字は県内でも決して劣ることがない。競争しているわけではないですが、しかし、頑張りたいと思っていたところ、まさに先ほど議員からお話いただいたように、多くの皆さんの努力によって、県内でも非常に接種を進めているところだと私は思います。順位は申し上げませんが、そういう状況にあらうかと思えます。このまま頑張っ

てまいりたいと思っております。

また、高齢者などの施設入所者、ここの皆さんへの接種も始まりました。全部で、大から小さい規模のところまで含めると、市内には36のそういった対象施設があります。現在開始しておりまして、ここに向かってまた一方では進めているという状況です。なお、当初の12会場、24回——掛ける2回なので24、それぞれの旧村単位にありますが、ここでの集団接種を希望されていた方にワクチン供給量の都合などによりまして接種をお待ちいただいている方、特に具体的に言うと65歳以上の70歳くらいから七十一、二歳くらいの間の方々、

この皆さんがまだという声が高いわけです。これは本当におわびもいたしますが、ここにきてワクチン供給量が増えてきたことから、この前後するというか、この間のその前くらいから2会場目の会場で——しかし、供給量が増えてきたので、これは行けるぞということで、打つ回数を増やして、2回の方が主になる、昨日の3会場はみんなそうでした。しかし、そこに1回目の方も入れ込んで、そして接種を始めたりしています。

これらがこの後、市内2か所の特設会場を設けることにします。今までは移動式の集団接種会場でしたが、これが6月27日から始まります。2会場の設置を行いまして、1つは第1接種センターとしまして、議員のお膝元であります、五日町雪国スポーツ館を第1接種センター、そして2つ目に旧第二上田小学校、現在統合して空いている校舎の部分に、第2接種センターを置きます。

ここの中では、今度は平日の接種が始まります。医療関係者の不足、乏しい中でこれやっていくことがいかに大変なことかということではありますが、これらに向けて進めてまいります。まずは何としても65歳以上の希望者の皆さんに対する接種の完遂は、本当に頑張っていかなければなりません。その次に65歳未満の皆さんに移っていくということでございます。医療機関での個別接種も開始いたしました。非常に予約が入りつつあると伺っています。案内をいたしますが、今後は医療機関での個別接種の活用もお願いしていくということです。

64歳以下の皆さんの、いつになるのだろうという声が、当然皆さんにもいっぱい聞こえてきていると思います。6月中に順次、この接種券を発行し、それぞれのお手元に郵送等でお配りしていきます。接種の会場等の詳細については、今調整中ですが、着実にこれを進めていくということにしておりますので、どうかよろしく願いをいたします。ちょっと長くなりました。

2つ目です。感染症の影響が長期化、この分析が必要と考えるが。これは今日午前中の桑原議員のご質問にも答えているところと重複するかもしれませんが。県内の経済については、厳しい状況だが、一部に弱さが見られるものの、持ち直しつつあるという県の発表がありましたけれども、しかしながら我々のこの地域においては、議員も大変な状況だとお話しているとおおり、職種によってかなり深刻な、本当に深刻な状況が生まれているかと思っております。

現在までに商工会、観光協会を經由したアンケート調査を5月にいたしました。この状況把握に努めているところですが、午前中の桑原議員への答弁にも重なりますけれども、大変我々が想像しているとおおり、飲食店、宿泊業、小売業などの観光関連の産業の皆さんからは、悲痛の声が上がっているということだと思っております。これらを含めまして、状況の把握、分析に努めてまいりたいと思っておりますが、分析以前に既に肌で感じておりますので、ということかと思っております。しかし、根拠を持った分析が必要であります。

3つ目であります。孤立を防ぐ相談支援、弁護士の無料相談体制の拡充です。このことはさきの議会でも議員からご質問がありました。毎月1回、相談時間1件につき30分、5件

までとして実施をしています。当初、この無料相談につきましては、県の消費者行政活性化事業の補助金を受けて実施していたことから、消費生活無料法律相談という名称で実施していたものです。しかし、消費生活の部分だけではなくて、これはあまり希望者も増えなかったということから空いた枠について、消費生活の文言を削除しまして、無料法律相談というふうに切り替えてきた過去の経緯があります。

この中で、やはり市報にこのことを掲載すると、1週間から10日くらいの間で相談の枠がいっぱいになるという状況があるということです。そのために、その数件の電話連絡が超えてあるわけですが、翌月のご案内をすとか、例えば急ぎ、そういうことを感じる問合せについては、法テラスなどの紹介をしているということでもあります。

または、事業者の方——恐らく議員は事業者の方のことにも大分関心をお持ちだと思うのです。事業者の方々については、金融機関、または決して弁護士の無料相談だけにこだわる必要はないと私は思います。いろいろなところにその悩みや課題を我々が感じ取って、いろいろな先にやはりつなげていくことが大事だと思います。なので、金融機関、または商工会などを通じて、そこでも無料の弁護士相談などの機会があるということでもありますので、こういったものをつなげているということです。

4番目のご質問のプレミアム付商品券の発行時期については、6月21日から発行いたします。その日から使えるようになります。加えまして、1世帯当たり5万円、5冊分を発行しますので、発行枚数を掛けますと、市内には経済効果として、それが全部使われた場合ですが、現れるのは10億円。これも過去にない金額になるうかと思えます。6月21日からの発行です。そして使用期間は令和4年1月31日までと長期化して、今、設定しています。

この中でこれらが十分活用されることが望まれるかと思えます。ぜひ、使っていただきたい。まだまだ市民の力で、大変な市民を助けるという段階にまだあると。加えてこれが緩やかに変わっていくことを心から期待しながらやっていきたい。そのときには、今日午前中にもお答えしている中にあるような、様々な復興時期における経済支援策を強力にまた打ち出していくことになろうかと思えます。

5つ目のご質問であります。県の新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の推進、そして経済支援です。県の新型コロナウイルス感染防止対策認証制度については、本年の4月30日付で国から都道府県宛てに、飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の実施について通知があったと。そしてこれを受けまして、県では現在、当該制度を実施するための業務を委託する民間事業者などを、公募型のプロポーザル方式などによって募集、そして選定を行っているというところだそうであります。

この制度は、県内の飲食店が感染症に強い事業環境をつくり上げる。そして、経済活動を維持するとともに、県が定めるいろいろな予防に必要な対策を守っていただくということを、そういう飲食店に対して県が認証して、マークを交付する。そのことで利用者の安心・安全も含めて提供していくということを目的にしていると言われております。県ではこの認証を受けた飲食店に対して、対策に要した費用の一部を支援、または支援事業を同時に実施するこ

ととして準備しているということです。

市でも国の提唱する新しい生活様式に対応するための令和3年度事業として、備品の購入費や改装工事費に対して補助をする、市独自の、新しい生活様式店舗等環境整備事業を、6月21日から受け付けることになっております。

6月10日ですが、今ほど議員からご質問のあった認証制度の具体的な内容などを周知していくということで、私どもを含む市町村、それから商工団体、これらを対象とした説明会が開催されるということでありまして、6月10日、間もなくです。県からの情報を得た上で、先ほど言った市の支援制度と併せまして、できるだけ多くの飲食店が利用できるように取り組んでいきたいと考えております。

加えて、今真剣に、我々の市内でも議論し、さきの議会の皆さんとの新型コロナウイルス感染症対策連絡会議でもお話しさせてもらった、何のためにワクチン接種をこれほど急いで頑張っているか。いろいろありますが、1つには経済を立て直すことの部分に触れていかなければなりません。ワクチン接種を2回打った方々、特に65歳以上の方々からは普段どおりの生活に戻っていただく時期が、きちんと——お墨つきという言い方は悪いのですが、発せられて、そして緩やかに経済活動に移っていく。

この中においても、この県の言っている、国がやろうとしている認証制度のそういう裏づけが現場としてはあることは、非常に大事なことだと思いますので、これらも含めて進んでいければと考えております。市もここには果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

6つ目、最後になります。支援強化、急務、これについては、そのとおりで申し上げたいと思います。議員がご質問を提出されるときには、まだそういう状況になっていませんでしたが、その後、私どものほうからも議会の皆さんと一緒に今、急務である支援策についてまずはやろうということで話し合いをしておりますので、この成果等を持って、なるべく早い、できることはこの会期中にでも皆さんと一緒に諮りながら、前に進めていければと考えている次第です。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

丁寧なご説明をありがとうございました。それでは、再質問させていただきたいと思っております。ワクチン接種の部分であります。私は今、キャンセルという部分も出ているかと思っております、キャンセル。それは多分、この間いただきましたので、どういう感じで進めているかは、あの時点では載っていなかったものですから、正直言ってお聞かせいただこうかと思っておりましたけれども、載っていましたので、それで結構でございます。

ただ、私は最近、この接種の優先順位というもの、このエッセンシャルワーカーとよく最近言われていますけれども、本当に何があるか分からないのが実情ですし、ましてや災害等もあったり、また、本当に緊急性があったり、やはりどう考えてもストップができないとい

う部署もいっぱいあるわけです。また、部門も業種もいっぱいあるわけでありまして。そういうことを考えたときに、このエッセンシャルワーカーのワクチン接種の確保、これから順調にいくということでもあります。

高齢者が今言ったように進んできて、今度は次の一般接種という部分に入っていく中で、やはり優先順位を私はここで整理しなければいけないのではないかと思います。例えば、あるところでキャンセルが出たら、ある首長が打っているいろいろな問題になっていました。やはりそれはきちんと定めていなかったという部分が、私はあると思います。そういう面で、私はこれからやはり消防士さんしかりだとか、学校の教員さん、保育士とかいろいろ出てくるかと思っています。こういう順序は難しいと思います。でも、私はそういう部分を決めた中で、理解をいただいた中で進めていくということも、ひとつ大事ではないかと思います。

ましてや、今これから豪雨とかいろいろある、災害がいつ来るか分からないときに、例えば首長、市長なども今お若いですから、正直言っていつになるか分からないでしょう。でも、市民から言えば、やはりせめても市長だけは接種してもらって、陣頭指揮を執ってもらいたいというような思いもあるのも事実かと思っています。ご本人からはなかなかこういうことは言えないかと思いますが、やはりこれからそういう優先順位というものは、いろいろあるから一概には言えないけれども、そういうことも決めていかなければいけないときに来ているのではないかと思います。そのことについてどうお考えでしょうか。お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

答弁いたします。先ほどのお話の中での消防職は、もう終わっています。これは医療従事者と見なされている部分があります。今ほど本当に的を射たご質問だと私は思っています。65歳以上の皆様については、重篤化を防ぐためにも含めていいのですが、私は65歳未満の皆さんにどうやって打っていくかと、接種していくかということの中に、当地域におけるエッセンシャルワーカー、この地域社会を支えている——例えばそこからクラスターが発生した場合には非常に困る職種の皆さん、そして経済を支える皆さんがあるわけです。これはいろいろ自治体によっても違う部分も若干はある。

この中においては、例えばですけれども、少し前のことを思い起こしてもらいたい。一番最初に市内でクラスターが発生してしまって、感染者が出たのは警察でありました。しかし、あのときに警察が、多くの方々からバッシングされました。あのときに非常に私の内心は憤りを感じていました。なぜか。そして感謝をしたのは、あの状況にあっても、この地域の治安を守り抜いてくれたわけです。

例えば本当に大事なところ、ここが本当に話し合われなければいけないと私は思います。学校の先生方がまだです。保育士さんも打ち始めていますが、発表のとおり、まだまだ全部では当然ありません。そして、非常にこれも言いにくく、マスコミの皆さんは非常に何か取

り上げ方が私はちょっと残念なところもあるけれども、自治体の職員。あの接種会場は、医療現場ですよ、はっきり言って。その中に今、前面に出て全く丸腰で頑張っているのは、自治体職員です。こういったところからやはり打っていく。

この1階の部分の受付、あそこに、クラスターはもとよりであります、もしも感染者が発生した場合には、正直言って地域社会は麻痺します。これらも含めてやっていかなければならないと思っていますし、この中では、ぜひとも我々に裁量枠を与えていただいて、きちんとした遂行をしていく。全部を先にやるという意味ではなくて、一般の皆さんも含めて、その中の何割かはエッセンシャルワーカーをちゃんと我々が選定して打っていく。正々堂々、公明正大に、これがなければならぬと私は思います。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

私も昨日、接種会場に行き、本当に今おっしゃるように、つくづく感じました。本当に丸腰で市の職員さんがやっておられる姿に、私は感動いたしました。やはりそういうことを多くの市民の皆さんから分かってもらいたい、理解していただきたい。私はそう思います。やはりそういうことを皆で、「そうだね」と言われる、そういう南魚沼市にしていきたいと思っています。

一番最初にちょっとお伝えした中で、これから一般接種が始まりますけれども、例えば今16歳、12歳という言葉が飛んでおります。我が市は今現在どのような角度で16歳からと考えているのか。12歳からを考えているのか。そこだけでも、もし、今現在ご計画があったならばで結構です。まだでしたならまだで結構でございます。お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市長 1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

やがてこういうことに進んでいくだろうと皆で話をしていましたが、まさにそういうことが始まっているところも出てきました。これにつきましては、見解を外山副市長のほうから、もしくは担当する部長のほうから答えてもらおうと思います。よろしくお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

この事業で使っていたのは、ファイザーのワクチンですけれども、ファイザーのワクチンの薬事法の承認が、16歳以上だったものですから、だと思っておりますけれども、国の当初の計画といいますか、あるいは負担金のものの考え方は、16歳以上だったので、我がほうも一般接種は16歳以上だというふうにならぬかと今のところ考えておりましたし、当分はおります。

ただ、薬事法の承認が、ファイザーが 12 歳以上になったものですから、厚生労働大臣が 12 歳からあたかも公の事業でやるようなことを言っていますけれども、それが予防接種法に基づく事業として、12 歳以上からやるべしというふうな通達等は来ておりません。ですから、我がほうは複眼的といいますか、きよろきよろしながら、当面は 16 歳以上にまず足場を置かなければいけません。

ただ、仮に 12 歳以上といった場合、それにも対応する必要があると思いますけれども、ただ、薬事法の承認があるということと、メリット、デメリットとはまた別の問題でありまして、なぜ今、年寄りを先にしたかという、リスクが高いからやっているわけです。ですから、若干会場に来るお方も高齢でいろいろな病気を抱えているかもしれませんが、あえてその方にも新型コロナワクチンを打つことによって、メリットがあるという形でやっておりますが、12 歳以上の中学生に今直ちに打つことが妥当かどうかは、いろいろ議論があるのだらうと思います。

したがって、薬事法の承認が 12 歳以上になったということは承知しておりますけれども、それが予防接種法に基づく事業になるかどうかは、国の議論等を十分見据えながら、また一方で実施主体となる南魚沼市としても、やはり責任ある立場でありますから、きちんと検討してまいりたいと思っております。

○議長 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

12 歳とかそういう専門的なことは、私ども素人は分かりません。これから多分ワクチンの確保が進んできたときに、やはり市民の声というものを大事にしながら、私はそれが大丈夫であるならば、やはり進めていくこと。南魚沼市として本当にこれからの将来の子供を守るという観点からも、進めていただきたいと強く要望する次第であります。

それとともに、これからいよいよ今度は段々いろいろな部分で出てきます。ぜひ、高齢者の私などもそうですけれども、全く通知が来ない人たちもいるわけでありまして、これから丁寧な説明をぜひいろいろな方にしていただきたいと思います。私も昨日市長に言われるまでは、ネットに出ていますよということが分からなかったようなぶざまな感じで申し訳なかったのですが、そのくらいなかなか高齢者になってくると、音痴な部分も出てきますので、ぜひ丁寧な説明をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これにつきましては、これで終わりたいと思っております。

2 番目の点につきましては、結構でございます。了解いたしました。

3 点目の弁護士の相談の件であります。市長からはそういうご答弁をいただきましたけれども、本当に私は今の実態を見たときに、もうあつという間にいっぱいになっているという現実です。今年にかけては 1 月からこの 5 月までずっと定員はいっぱいです、はっきり言って。申し込みたくても申し込めないのです。

確かに前にも言ったように法テラスもあります。商工会さん等もあるかと思っております。でも、

そこでもまだまだ、今の本当の現状を見たときには、もう少し相談体制を孤立させない体制を——今、消費者センターをはじめ、社会福祉協議会だとか、福祉課もそうですし、保健課もそうであります、必死にやってもらっております。本当に私はすごいと思います。その件数を見ても、社会福祉協議会の件数を見てもすごいのであります。

そして、これからですけれども、本当に法的な部分をしなければいけないという部分を、私も耳に挟んでおります。いろいろな部分であるのも事実であります。やはり相談を——30分であるかもしれないけれども、近くでいろいろやり取りができる、そういう体制が私はこれからは大事になってくるのではないかと思います。心が通じ合う、ただ電話で云々だけではなくして、次の一步に行くかもしれない。

今日午前中にもいろいろなそういう切ない、そういう質問がありました。だけれども、そういうことが本当に数字として出てきておりますので、ぜひ、そういう部分をもう一度検討できるならば、私はしていただきたい、私はそう思っています。

予算がそんなにかかるわけではないと思います。それは私どもに比べれば莫大なものかもしれないけれども、でも私は予算計上できない範囲ではないと思っています。弁護士も県弁護士会にお願いしているわけでありますので、弁護士会でもできなくはないと思います。市長、もう一度、それは無理ですよということなのではないでしょうか。もう一度お伺いさせていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

前からちょっと私も言葉が足りなかったことがあったのかもしれないのですけれども、無理だとか、そういうことを言っているのではなくて——議員のところには、これできなくて、物すごく人からいっぱい連絡が来ているのでしょうか。現場の例えば担当者は、前回は中沢議員からこの旨をいただいていた、今回も——ごめんなさいね、大変悪い言い方かもしれませんが、議員が納得できるような回答に、今回、1回目の答弁はなかったのだと思うのです。でも、その状況にあると思っているのではないかと、もう一回確認します。

私も30歳代の頃、特に不法な集団から地域が脅かされて、毎晩のように新潟の司法事務所に通った経験があります。ありますが、30分程度の相談で解決する内容というのは、果たしてあり得るのかと、私は。それはきっかけとしてはいいのです。それを否定しているのではないのですけれども、果たしてこの無料相談というものが、どうなのだろう——例えば自治体の職員もかなりいろいろな部分について相談は日頃乗っていると思います。これを超えて、本当にこれが必要で、そしてその需要が物すごくあるのであれば、果敢にやればいいことだと思いますが、そこまでの提案が市長のところまで上がってこないというところも見て、果たしてどうであろうかという思いを持っています。担当者はあったらちょっと答弁してください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

何遍かご指摘、ご質問いただいている内容なので、私どものほうでもかなり内容的にはお答えが薄かったのかもしれませんが、申し訳ございません。

今うちのほうで無料法律相談を、弁護士さんのほうにお願いしてやっておりますけれども、昨年が50件、今年は4月以降で10件と、当然1か月5件程度ですので、非常に少ない内容です。申し訳ありません。ただ、その相談の内訳を見ると、消費生活については非常に少なく、昨年度は50件中6件ですし、今年度二月で3件と、それ以外のところの相談内容を見ていると、ほぼ新型コロナウイルスのものについての質問はないわけです。やはり市民の方にも、これが実際新型コロナウイルスの相談の窓口ではないと認識をされているのかもしれないですし、弁護士さんがそこに対応できる内容なのかもちょっと私どもとしては不明なところがあります。

ただ、今回新潟県の弁護士会のほうから6月1日から8月31日までということで、コロナ専門の弁護士相談を実際、弁護士会のほうで開催しておりますので、本当にそこに特化した形で、誰でもご相談いただける内容になっております。法テラスもそうですけれども、そういうものを含めてご利用いただければと考えております。

以上です。

○議長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

了解いたしました。いろいろなそういう方向部分のかじ取りを、ぜひ、やっていただきたいと思います。本当に苦しいときは、30分でも自分の心を聞いていただき、また方向性を出してもらうことが、どれほど勇気づけられるかということ。先ほど市長が言ったように、広報に出したらどんどん来たという部分。私も現場のところに行って聞いてきました。ずっといっぱいなのです。あつという間にいっぱいになる、ということは、それだけ求めている人がいるということです。

やはりそのことも現場は加味していただいて、本当に自分のところがしなかったならば、ぜひ、その整理をきちんとしていただいて、孤立させないという、そういう体制を、総合力をもって守っていただきたい。そういうふうに強く要望する次第であります。これに関しては了解いたしました。

プレミアム付商品券につきましては、市長がそういう部分でありますけれども、そういうことであるならば、私は今の状況を見た場合、やはり同じというか、どこに行くかという傾向はもう分かるのです。ですから、市長の言葉の中にありましたけれども、これからポストコロナに向かい、アフターコロナに向かつての部分も考えているということでもありますので、そのことを私は期待したいと思っております。

そうしないと、あまりにも今のままでいけば、もう明確であります。全く救いたい人を救

えない。ここ何か月を見ても、そういう状況が今分かるわけでありますので、先ほどの、前の・・・今の状況、経営状況——失礼、その判断ですか、新型コロナウイルスの状況の判断を見ても明確に数字で出ているわけですので、やはり議会とともにそういう部分を支援していかなければ、では議会は何をやっているのだということになってしまいます、本当に。自分たちのことを思ってくれないのだろうかというふうにさせてはいけません。私たちはそういう元気の発信を、エールを送らなければいけないと私は思っていますので、お願いしたいと思います。

そういう面で、先ほどあった県の新型コロナウイルス感染防止対策認証制度であります。これからということでありますので、ぜひ、徹底していただきたいと私は思います。市でやってきましたけれども、なかなか進まない。いいことですがけれども進まない。でも、県がきちんと持って保証した中でやるということになると、やはり認証をどんどん受けていけば——市長が言っているように、ワクチン接種が進んで、さあ、外に行こうというときに、まだ一般の方はしていないわけであります。

そうしたときに、こういう部分をきちんとしていることによって、安心感がある、あの店はこのステッカーがある、安心だねと言われる。また、お店のほうもそういう意識を持って迎える体制を、やはりしていかなければいけないと思っています。

それと同時にこういう制度を受けたならば、支援を出す体制というものを、この6月21日から市独自で——前のときも言いました、やるということでありました。ちょっとまた確認させていただきます。県もこの部分に関しまして、上限50万円で4分の3までやると聞いています。これとこれは一緒ですか、別ですか。これもまた対応——いつも同じような質問をして恐縮ですが、これは市独自なのでしょうか。県としてやはり併用はできないのか。これを確認させてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

この件につきましては、きちんとした答弁が必要になるかと思っておりますので、担当のほうから答えさせますので、よろしく申し上げます。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急げ

中沢議員のご質問にお答えいたします。先ほど市長も答弁いたしましたが、まだ内容がはっきりと、この支援事業は分かっておりませんので、今現在、担当課としましては、すみませんが、ちょっと保留中ということとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍の長期化による影響で深刻化が増しているが、支援体制を急

げ

謙虚な形でそう言われたと思いますし、執行部は間違っただけは全くできないわけ、発信はできないわけですので、そうかと思います。私の部分では、これからいろいろのそういう部分の情報はやはり入っておりますので、ぜひ、いち早くキャッチし、ですよ。そうして本当に今必死でいるわけですから、そういう皆さんに発信してもらいたいのであります。本当に元気をつけてもらいたいのであります。そういうことも行政の大事な私は使命だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そして長くなって大変恐縮ですけれども、5番目、6番目の部分でありますけれども、今、本当にどこが大変かは、先ほどの状況を見てもお分かりです。今、国も県も頑張っております。支援金等も出していただいております。でもそういうのに該当にならない業種もいっぱいあるわけでありまして。本当に私は金融機関の融資の部分調べさせていただきました。そうしたら長岡管内の信用保証協会の融資の現状であります。これを調べましたら、宿泊業は前年比460%であります。これは公式な部分聞いてから間違いないでしょう。長岡管内です。そして飲食業は前年比で573%なのです。そしてこの魚沼管内に関しては、一部分の期間でありますけれども、何と前年比1,091%です。このくらい現実は大変になっているということなのです。去年も保証でこの4月、5月、6月とぐっと伸びました。そしてずっと——でも下火になってきました。そしてこの3月からまた伸びているのです。

もう何を言わんとしているか分かりますかと思っております。やはりこれは皆で一丸となってやっつけなければいけない。エールを送らなければいけない。本当にあれもこれも大変だけれども、これは私たちの使命だと思っております。皆さんに勇気を与えられる支援策を、ぜひ市長、先ほど言ったように、一日も早く出したいという思いを信じさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

2 奨学金返還支援制度の創設でUターン就職を促進せよ

時間がないので、では次、大きな2項目に移らせていただきます。2点目でありますけれども、気持ちを切り替えましてさせていただきます。奨学金返還支援制度の創設でUターン就職を促進せよと題して質問させていただきます。このコロナ禍の中、今都市から地方への流れが加速化していると言われております。また、コロナ禍で多くの若者から奨学金の返済支援が求められております。この地方の企業は、この新型コロナウイルスが収束し、そして南魚沼市の次の地域経済の活性化を見たときに、この人手不足ということがやはり心配されるわけでありまして。

今、学生の2.7人に1人が奨学金を利用しているようであります。返済にも苦労していると聞いております。そういった中で、一定期間定住し、そして就職するなどの条件を満たせば、何とこの奨学金の返済を地方自治体が肩代わりする支援制度の導入を私は創設してはどうかと思うわけです。これは市長がずっと帰って来られる南魚沼市とおっしゃっていただきました。私はそういう部分でUターンの推進を促すためにも、若者の未来を共ににつくっていくため、私たちと一緒につくっていくためにも、こういう制度の創設を私は求めますが、市長の

見解をお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 2 奨学金返還支援制度の創設でUターン就職を促進せよ

中沢議員の2つ目の大項目のご質問です。奨学金返還制度の創設。現在、南魚沼市では義務教育終了後の修学支援としては高等学校の進学には月額1万8,000円、また大学、専修学校等の進学には月額5万円の奨学金を無利子で貸与しています。進学の意欲、能力がありながら、経済的な理由で断念することがないように、この支援を進めています。

また、市内の就業を促進する——また違う角度ですけれども、そういう制度としては、看護師の修学資金貸与制度。これは北里保健衛生専門学院に進学する市民で、市内の医療機関などに就職した方を対象として、この修学資金の返還を猶予、または免除することにしていきます。併せて看護師養成施設等修学資金貸与制度があつて、看護師の養成学校に進学予定、または在学中の方で、将来、市立病院に就職をする方を対象として、同様のまた制度があるということです。

今ほどお話がありました。いろいろ回答を考えてきたのですけれども、確かに近隣市などでも、今ほど議員がお話になったそういう制度をつくっているところはあります。修学——何年間かいて、帰ってきた方にはこの返還を免除するという制度。私はあまりしっくりしません。なぜか。奨学金を受けなくて頑張っている世帯もありますよね。そちらの方はどうするのでしょうか。なので、決してその趣旨が悪いと——帰って来られるふるさとをつくらなければいけないということは、当然私も言っていますし、あるのですが、しかし、この奨学金を免除していくというのは、少し私の考え方が不足しているのかもしれませんが、あまり公平さを感じない。そうであれば、別の角度での支援の仕方——奨学金は借りたもの。これは返していただく、でいいのではないのでしょうか。私はそう思います。

しかし、別の角度で同様にここに帰って来る人たちについては支援をして差し上げる。そういうことがいいのではないか。もしくは、このコロナ禍において、奨学金の返済を免除はしませんが、先延ばしにしていくということも取組とかそういうことがあるわけでありまして。それ以上の借りたものを返さなくていいという考え方は、私はあまり同意することができません。

以上です。

○議長 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 奨学金返還支援制度の創設でUターン就職を促進せよ

市長から今そういう答弁をいただきました。今、日本学生支援機構の発表によりますと、私も調べさせていただきました。2019年度で利用者は129万人、先ほど言ったように、2.7人に1人がお借りしている。そういう面では公平さ云々も出てくると思います。しかし、私は2019年度の滞納者数を見たときに啞然としました。約32万7,000人が滞納しているのだそうです。そしてその滞納の債権額は400億円に上ると言われております。本当に今、就職したくてもできないという人も出てきております。

それとは観点が違いますけれども、私の言っている観点は違いますけれども、私はやはりこれから——本当に今こういう状況に、例えば新型コロナウイルスになって、これから経済再生に向けて頑張るといふときに、一番私が心配しているのは、やはり人なのです。今そういう部分がいっぱい出てきております。そうしたときに、やはり南魚沼市から私はエールを発信したい。

これは、実はこういうことは私過去にも一般質問で取り上げさせていただきました。市長はお分かりかどうかあれですけれども、井口市長の当時でありました。そのとき、正直言ってかなり、もませていただきました。こんなことを言ったら悪いのですけれども——悪いことではないから言いますけれども、金井部長の当時でありました。そのときにヒアリングの最後の最後までいったと聞いております。

しかし、最後に財政がやはり許さなかったというのが事実であります。そういうふうにして、やりたいのだけれどもできなかった。そういう話を後で聞かせていただきました。私はなぜ今こんなことを言うかという、2020年6月にこの制度が実はちょっと変わってきたのです、この奨学金の返済の制度が。要するに私が今言っている制度の——何かというと、今まで市町村に基金の設置が必要だったのです。でもこれに関しては必要ではないのです。担当部署は多分分かるかと思えます、そういうことは。U&Iときめき課などなおさら分かるかと思えます。今、一生懸命してもらって、U・Iターン促進事業で、若者の皆さんに例えば家賃の支援等もしていただいております。そういうことも重々やはりいろいろ研究した中でさせていただいている。分かるのです。

しかし、これが実は、国が支援する範囲も今2分の1から上限全額まで拡充したのです。多分、担当部署は分かるかと思うのです。だから私はこういうことを言っているのです。今まで地域によって企業数や財源力に差があり、そういう国の割合を超えるような部分はなかなかできなかったのが事実です。だけれども今、国自体も都市から地方へという流れを打ち出してきていると思えます。こういう制度を活用すべきではないかと私は感じているのです。

例えば企業でもこの返済を——市長が言っているように、全部返済しろと言っているのではないです。これは上限を設けています、正直言って。近隣のところも上限を——自治体もそうです、上限を設けております。そうした中で全部返済しろというのではないです。だけれども、すごくきっかけとして、そしてまでも南魚沼市は若者を求めているという発信をしているのであります。市長も公約で言っているのではないですか。

それとは違うかもしれないけれども、私も私なりに、これからは若い人たちが本当にすごいです。今こんなに景気が大変だ、宴会が何もないといっても、一生懸命弁当等を店に出して頑張っています。若者はすごい。私などにしろと言ってもできないです、正直言って。そのくらい若者の力はすごいのであります。そういうことを——私こんなことを言ってちょっと言葉が・・・ですけれども、私は人材確保ということを、何とかやはりこれからは大事になってくると私は思います。これから人をどうするかというところに主眼を置かなければ、企業でも、自治体でも発展はないのであります。ぜひそのことをお含みいただきたいと思

ます。

ちなみに、もう時間があれですけれども、例えば若い方が1人、この南魚沼市に帰って来られて——財政課も来ていますけれども、一生の財政はどのくらい税制を頑張っているかと思いませんか。数字はもうつかんでいると思いますけれども、もしあったら聞かせてください。そのくらい若い人たちが1人、この南魚沼市に帰って来るだけでも、本当にすごいのであります。もし市長が許せるならばお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 奨学金返還支援制度の創設でUターン就職を促進せよ

私はそれ全部つかみ切れていないと思いますけれども、生涯、何か稼ぐお金が1人2億円という話を昔は聞いたことがあります……。ちょっとつかんでいないそうです。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 奨学金返還支援制度の創設でUターン就職を促進せよ

急だったので、本当にお許しいただきたいと思います。私が前に調べたときには、県民税で500万円。市民税まで入れると900万円という数字を、大雑把でありますけれども、聞いたことがあります。私は数字のことだけを言っているわけではありません。この数字がもうかなり前の話でありますから、今はどうか分かりません。ですけれども、私はお金のことだけを言っているのではないです。一番の・・・はやはり人ということ、どう私はルールを敷かれるかということでもあります。

例えば企業もここにもし援助したならば、税制免除になるのですよ、なるのです……。ところも今度、勉強してください。勉強していると、こんなことを言ったら失礼ですけども。今度これを国が補填してくれるようになったのです。だから私はこういう質問をしているのです。

ぜひ、もう一度しっかりと勉強していただいて——こんなこと大変、釈迦に説法みたいで大変恐縮ですけども、していただく中で、もしこういう制度が可能であるならば、やっていただきたいと思います。南魚沼市の第2次総合計画の雇用の促進の中に若者やU・Iターンの就職希望者の支援と明確にうたっているわけですから、できることはやっていきませんか……

〔制限時間を知らせるブザー音あり〕

市長にお願いして終わりたいと思っています。

以上であります。

〔「答弁の時間をつくれと言ったではないか」と叫ぶ者あり〕

〔「あなた、副議長なのにそんなこと言っているのか」と叫ぶ者あり〕

〔「言って当然だ。何を言っているのだ、議会運営委員なのに」と叫ぶ者あり〕

〔「議長、ちょっと休憩」と叫ぶ者あり〕

○議 長 終わります。

〔「ありがとうございました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、中沢一博君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩いたします。再開を3時40分といたします。

[午後3時21分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後3時38分]

○議 長 質問順位6番、議席番号19番・関常幸君。

○関 常幸君 去る6月4日の聖火リレー、私は浦佐大橋の上から見ておりましたが、本当に感動いたしました。20分、30分前からスポンサーの企業の皆さんのパレードとか、オリンピックガールとか、スポンサーガールが、すごくオリンピックを後押ししているような感じで、ぜひ、この新型コロナウイルスを克服して、オリンピックが開催できればいいなど、私は改めて思ったところでありました。

それでちょっと話題が変わりますが、数日前に他市の市議会議員から問合せがありまして、南魚沼市のワクチン接種の対応はどうかというような内容でありまして、その市議会議員の方は私のところではもう電話が大変ですと。その内容は予約が取れないとか、耳が悪くて電話もなかなかできないとか、足がないとか、そういう電話でありました。当市のコロナワクチン接種の対応の話をさせていただきましたら、電話の向こうでは「うんうん、そうかそうか」とか、「すごいですね」ということで、改めて当市のワクチン接種の対応は県内一番なのだと私は思い知らされました。

そしてまた、今月から市内の15医療機関での個人接種が始まりましたし、今も話が出ましたように、2つの施設での接種も始まります。まだまだこれから続くわけでありまして、市内の医療関係者の皆さんや、また、市の職員の皆さんも健康に留意されて、よろしく願いしたいと同時に、感謝申し上げる次第であります。本当によろしく願いいたします。

それでは、さきに通告いたしました2点について質問させていただきます。

1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

最初に南魚沼市の医療のまちづくりの基本的方針についてであります。市長の所信表明で市民病院の改善の問題、大和病院の新築移設の移転の問題、それに合わせて健友館、城内診療所の問題が所信表明に出たということは、相当の信念と決意を持ってこれを実行されるのだらうと。私はまた、しなくてはいけないのではないかと改めて市長の所信表明を聞いていたところでありまして。そして去る6月3日にも社会厚生委員会で委員の皆さんと市長、副市長とのやり取りを聞かせていただきまして、そこで出ました資料も見て——資料も出ていたわけでありまして、それらを通じてこの医療のまちづくりに関する基本的方針については、ほぼ理解したつもりであると同時に、私どもも市民の安心安全のために、一緒になってやっていかなくてはいけないのではないかと感じさせられたところでありまして。

それでは、確認の意味も含めて、8項目について伺いたいと思います。今日の塩谷議員も私と同じ命題で市長に問うておりますので、もし同じ回答もある場合は、塩谷議員に回答したよというのでも結構でありますので、よろしく願いしたいと思います。

最初に1番目ですが、この医療のまちづくり検討委員会が今回のことをすごく動かしているのだろうと、動かしたのだろうという思いで1番目聞いてみたわけであります。なぜ設置しなければならなかったのかということ、まず1番目伺いたいと思います。

それから医療のまちづくりと題打っておりますが、そのまちづくりという内容です。いろいろな話の中でも聞いておりますが、そのことについて伺いたいと思います。

それから3番目は、市民病院の経営改善は着実に、早期にできるのか伺いたいと思います。

それから4番目は、ゆきぐに大和病院の改築と移転場所について伺うものであります。

5に、健診施設の健友館の在り方についても伺います。6に、城内診療所の今後について改めて伺います。そして、7番目に医師、看護師の確保について伺います。最後8番目に地域づくり協議会との連携について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 関常幸君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、関議員のご質問に答えてまいります。

1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

まずは1点目の医療のまちづくりに関する基本的方針についてであります。1つ目のこの元となっているであろうと、議員がお話をされている、医療のまちづくり検討委員会をなぜ設置しなければならなかったのかということであります。昨年5月27日に行われました——これは第3回目だったのですけれども——の医療のまちづくり検討委員会において、私のほうから検討委員会の皆さんへ思いを発言させていただきました。基本的に私は発言はしないという立場でありましたが、これは求められての私からの発言であります。思いを語らせてもらいました。同時に昨年の6月定例会で、岡村議員からも一般質問でやはり同様のご質問があったかと記憶しております。この中でもお答えしていますので、簡単に振り返りたいと思います。

なぜ設置しなければならなかったのか。率直に言うと、このままで南魚沼市の医療体制が本当に持続可能なのかという私の強い思いからであります。これに尽きます。この設置等の以前に、議会でも公言という形で皆さんにもお伝えしていますが、南魚沼市民病院の病院長、当時は田部井院長、そしてゆきぐに大和病院長、現在もその方です。そして病院事業管理者、この3名の方々が、私、市長宛てにゆきぐに大和病院の増床、建て替えの強い要望書を提出しました。3名並んでおいでいただいて、私にそれをよこしました。私としては若干、強烈な、突きつけるとまでは言いませんが、強烈なものを感じたという記憶でございます。私はそのときに思ったのは、現状の我々が取り巻いている認識において、市長である私の考えとこの時点では大きな乖離があると、もうストレートに思いました。乖離があると。

その後、424の公立病院の見直し検討の必要があるという厚生労働省からの発表等がありましたことも記憶に新しいわけですが、これらも含めて、市の財政状況、そして多額の繰入金の問題、そして医師不足の深刻な問題。多くの問題があるにもかかわらず、3つの町の合

併以降、公の場で本当に大切なことが果たして議論されてきたかという思いに駆られておりました。

そもそもそれ以前の様々な、これまでの医療のことについては、南魚沼市になってからも、いろいろな岐路があったはずですが、しかし、その時々において、私は一番強く思っているのは、意思決定の過程が明確ではなかったのではないかという思いがありました。このままではいけないという思いに駆られたところでもあります。なので、私としては、この医療のまちづくり検討委員会が一番の大きなかせというか、私からここだけは譲らないぞと、ここだけは頼みますと言ったのは、タブー視することなく議論すること。それもオープンの上です。そして意思決定の、このプロセスを公明正大にやっていく以外にないという思いで今日に至るまで進めています。このことが今、いわゆるタスクフォースの現れや、その積み上げによつての、今度は内部の皆さんが全部参画してやっていっていること、そういうことにつながっていると思いますし、この姿勢を貫いていきたいと思っています。

例えばそこで当時、医療政策特別顧問でありました現在の副市長、外山副市長の助言をいただく中で、この医療を取り巻く市の様々な問題について、私も素人並み——非常に市長といえども具体的などころまではよく分からなかった。これは本当にお恥ずかしいですが、今そういう思いです。こういう状況から様々な状況があるということ、問題があるということ、いろいろな検討する、そういうことをできるようになりました。

そして専門分野の学識経験などを有する先ほどの医療のまちづくり検討委員会、この皆さんを選任させていただき、非常に高い識見、見地からの市の現状を、市の今の置かれている状況を全てフランクに見ていただいて、その視点から、私どもの現場からではやはりなかなか、それぞれの思いもあるわけですので、そこから離れた形で、いわば、言葉は悪いですが、よく仙人のような視点からというか、そういう視点から見ないと分からない。なので、医療のまちづくり検討委員会の大きな、私からのここを外せない内容にさせていただきました。タブー視することなく議論をしていただきたいという思いからです。

その後、昨年9月にご提言をいただき、それを実現に向けるため、昨年12月からは選挙でも公約しておりました医療対策推進本部、そしてその下部組織としての6つのタスクフォースの活動を経て、医療対策推進本部、ここでの基本的方針の道筋の確認をした中で、積み上げの中で今回やっていると。まさに議員のお話のとおり、一番の肝は医療のまちづくり検討委員会からの出発であったと思っています。

まちづくりの内容の2番目であります。端的に表した部分が医療のまちづくり検討委員会からの提言にありますので、その部分をちょっと要約して説明します。ここに言い尽くされていると私は思います。

市民の皆様は病気によっては東京の大病院を受診する場合もあるかと思いますが、多くの方にとりましては、まずは市民病院や診療所への受診、その後大多数の場合が自己完結的に治療が終了し、場合によってはその後、魚沼基幹病院や診療所と連携していくという中で将来にわたり、持続可能な安心して必要な医療、介護が持続される提供体制が期待されている

と考えています。いわば、市立病院や診療所を中心にした地域包括ケア体制の構築が求められていると思います。

そして医療による市民の安全安心を確保した上で、既に地域の財産としてある——これは現在我々が持っている資源としての様々な地区組織、厚みのあるボランティア活動、伝統のある文化、例えば温泉などの観光、南魚沼市特有の体制を医療体制と双極的に、いわゆる並んで位置づけて、両者を活発に結びつける、新たな交通体系の創出——これも大きなテーマ、地域づくり協議会などの拠点を中心とした、市民の自助・互助・共助を加えた体制づくりを目指すことで、私どもの市の目指すべきは、静かではありますが、着実な温かみのある南魚沼市らしい医療のまちづくり、それをやることであるかと思います。まちづくりの内容というのは、そういうことではないかと考えております。

3番目の経営改善は確実に早期にできるかということではありますが、基本の方針によりお示したところですが、まずは限られた医療資源により、これを効率的に活用する。地域医療の現状、または様々なニーズの変化に対応して、効果的で持続可能な体制を構築することが急務であると思います。

3点、基本に据えています。1つ目は、全ては患者さん、市民のためを目指す医療の基本理念。2つ目は職員のモチベーションの向上、3つ目は持続可能で質の高い医療の提供。そして目指すべき医療体制は新潟県地域医療構想を踏まえて、急性期医療に固執をせず、効果的で質の高い、とがりある急性期——これは全ての分野ではなくて、主要分野で、そして地域に不足して、得意な分野に特化した急性期医療のことを指しておりますが、とがりある急性期を担うということ。一方で、地域に足りない回復期病床を担えるよう、病院の病棟の再編を行い、ケアミックス型の病院として病院完結型の医療から魚沼基幹病院などとの病病連携、各診療所とは病診連携と言いますが、病診連携を推進して、この形を持って持続可能で効率的な地域の完結型の医療を目指すべきであると考えています。

市民病院の経営状況を踏まえた具体的な取組として、これはもう皆さんお示ししてありますので、ここで繰り返しません。4つほどあったはずですが、DPCの問題、それから急性期全般を診るのではなくてとがりある医療の問題、それから救急医療の受入れについて——これは様々な医師の働き方の問題も触れています。さきの社会厚生委員会でもやりまして、議員の皆さんには資料をお配りしてありますので、ご覧をいただきたい。4つ目に今日、塩谷議員とのやり取りの中でもお話しさせていただいたような様々な経営改善——もう進めているものもある。しかし、中長期的にやることはこうである。いろいろな道は見えてきているかと思えます。これらを取り組んでいくということだと思います。

課題の実現については、客観的な検証が重要となります。このために実現可能なロードマップを構築する必要がある。それゆえに総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業に力強く手を挙げさせていただいて、まさに全国の中で大変な、その採択には競争があったわけですが、私どもとしては、本当に最後まで心配したのですが、この採択になったということから、これらと今進めている医療対策推進本部の歩み、タスクフォースから今度はプロ

ジェクトチームに乗せることによって、この歩みを早めていきたいと考えているところがあります。その中で経営改善が必ず成し遂げられるでしょうし、成し遂げなければ先がありませんので、そういう不退転な気持ちでやっていきたいと考えています。

4番目のゆきぐに大和病院の移転場所です。この改築については、基本的方針の中でも示したところです。これは昨年12月の補正予算で、建物将来構想基礎調査業務委託も皆さんからお認めもいただいて、昨年度から始めていますが、ここにタスクフォース、医療対策推進本部によって、今ある建物を修理して寿命を延ばす、既存のこの病院の改修案、また現在の建物がある敷地内にやるのかという議論、そして別敷地に新しい建物を造る移転の新築の案、これらを十分検討を重ねてきております。この中で大きな方針としては、いずれの案についても今後の医療需要の減少、そして介護需要の増加を踏まえたものでなければならないという観点から最後に述べました、移転改築の案が最も有効ではないかという一定の結論に達しているということです。これらにつきまして、ぜひともその旨で進めてまいりたいと考えておりますが、今後また議案の提出等もありますので、議員の皆さんからも十分お考えいただきまして、ご決定賜りたいと考えております。

移転場所については、正直を申し上げまして、まだ白紙の状態。しかし、大変重要なことですので、早急に検討していく必要があると考えます。そのためにも、ぜひとも皆さんからご理解を賜りたいと考えております。

5つ目の健診施設の健友館の在り方です。市民病院建設時の医療再編の際にも実は健友館を市民病院と一体化するなど、健診施設を集約するという意見があったという話を聞いています。しかし、この検討のプロセスとか、これは1番目の質問にもかぶるのですが、こういったものが我々は見えていたのでしょうか。そういうところもやはりちょっと少し反省があるのですけれども、実際にそういう話だったそうですが、当時は六日町、塩沢は検査機関への委託を継続するというを選びまして、健友館もそのままとしたという話を聞いています。これはタスクフォースの会議や本部会議でもこの話が出されて、皆で共通した今認識に変わっております。

大和病院改修等タスクフォースにおいて、今後の大和病院の在り方を検討する中で、研修施設を集約化が議論になったということから、この点を再度検討する必要が生じてきました。この中で大和病院改修等タスクフォースでは、市民病院に人間ドックを含む健診施設を集約して、全体で効果的に進めることに賛成という意見にまとまってきています。市民病院経営改善タスクフォースでは、健診による安定した収入、そして医療機器の効率的な運用、人の分散を防ぐということも含めて収益的にもメリットがある、という意見でございます。人材不足の解消にもつながるといことが皆さんの意見であります。

6番目の問題であります、城内診療所の今後。これにつきましては、非常に大きいテーマだということで、市民病院、ゆきぐに大和病院、それから城内診療所の3つのタスクフォースによる合同の戦略会議を立ち上げることになりまして、城内診療所を病院事業会計に組み込む場合——そういう意見が出てきているわけです——その課題としてどういうことがある

か、検討してきました。

その中で集約されてきた意見として、これをもって今、基本的方針として言っているわけですが、城内診療所の在り方については、段階的な措置として、診療日数を絞った中で、市民病院の附属診療所に位置づけて運営することができないのか。また、市民病院が運営することにより、入院や訪問診療につなぐことができ、患者さんは安心感を得ることができるのではないかなど、引き続き検討すべきであるというふうになっております。先ほどから繰り返している6つのタスクフォースを2つのプロジェクトに集約をする。そのうちの一つである市立医療機関の経営改善と施設整備プロジェクトに引き継ぐという形をもって、さらなる検討を着実に進めていきたいと考えております。

7つ目の医師、看護師の確保です。地域医療学講座の拡充を図り、地域医療に関心がある若手のお医者さんたちが常勤医師として定着できる環境を整備する必要があると考えています。午後最初の塩谷議員の一般質問でも答弁をいたしました。一筋縄ではいかない、大変厳しい課題と感じているところです。繰り返しになりますので、ちょっと割愛もさせていただきますが、できるだけ多くの常勤医を確保するため、現在も実施しております任期付短時間職員制度の活用など、医師の働き方改革が目の前に迫っています。これに対応できる多様な勤務体系などによる採用を検討する必要があるとも考えております。

短期的には自治医科大学の皆さんとの寄附講座の拡充を進める。しかし、中長期的には組織的に対応できる体制を確保しなければ、将来はなかなか見渡せない。それ以外のことで、例えば制度も改まっていますが、それでもなお、例えばスターのような先生を呼んでくれば、出来上がってきた以前のような形を再度目指すことができるのか。これら対案も含めていろいろな議論が出てくれば、それはいいことですが、私としては、様々な経営改善の観点から指定管理者制度の導入など、また経営形態の見直しを視野に入れながらの議論をしなければ、先に進むことはできないと考えているところであります。

特定看護師の養成などの必要性や、また介護人材確保の緊急5か年の問題など様々ありますが、果敢に取り組んでまいりたい。これが必要であると考えています。

8番目の地域づくり協議会との連携であります。まちづくりを推進するため、小さな拠点づくり、そしてこれまでの歴史観、市民皆が持っている地域の一つの塊ごとの中での文化性とか、様々ありますが、我々の今現在ある地域のまちづくり協議会の単位は歴史がつくってきたものでありますが、これがあって本当によかったと思います。足の問題も含め、様々なことを含めて、地域づくり協議会との連携なしに、いわゆる地域包括ケアシステム、こういったものの確立はあり得ないと思っていますし、ここを最大限、皆で共有し、大事にしながら前に進めていかなければならないと思います。

最初の取組として上田地区をモデル地区として、上田地区の地域づくり協議会。これは上田ふるさと協議会という名前ですが、この皆さんと行政の共同事業に民間も加わるモデル事業として、小さな拠点づくりを進め、このモデル事業を検証した上で、早急に行って、市内12の地域にこれを広めていく。そのプロセスを踏んでまいりたいと考えているところでござ

います。

以上です。

○議 長 19 番・関常幸君。

○関 常幸君 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

何点か質問いたしますが、最初の1番は、改めて確認をできて、聞かせてもらいました。本当にそうでなければ、市長の強い思い、私どももそう思っておりますので。

2番の、このところも医療のまちづくりの——市長いろいろ交通、観光から幅広い話をされましたが、私はこのところ、もう少し整理したほうがいいのではないかと。医療のまちづくりといったときに、一般市民の方がどういうふうを考えるのだろうか。もっと映画館が欲しいとか、もっとレストランが欲しいとか、そんなのを考えたりするし、例えば全然ここに関わっていないほかの医師から見たとき、医療のまちづくりというのは、例えば・・・の学校の問題だとか、その人、人によって相当考えが違うのです。ですので、丁寧に、私どもが求めている医療のまちづくりとは、として、簡潔にまとめてもらうといいのではないかと思います。10人10様、うちの女房も医療のまちづくりというと、漠然としていてちょっと分からないねというふうな話もありましたので、このことについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

ご指摘も含めてありがとうございます。そのとおりだと思って伺いました。やはり漠然としている部分がある。言葉にするとずらずらとこういうふうになるわけですが、どれ1つなくしても駄目だと思っているわけですけれども、先ほどの上田地区でのモデル事業などの推進をこれから始めようとするときに、一番の大切な——順番があると思うのです、全部一度にはできないかもしれません。

しかし、この部分は非常に核であるということがきちんとお示しされる。それが例えば図とか、イラストになってそれらが目の前に浮かんでくるような、そういう体制をつくらないと、やはり市民の皆さんにご理解は難しいのではないかというふうに思います。一番最初にこの上田地区のモデルあたりで、「ああ、こういうことなのか」ということがあり、そして市内全域にこういうことを広げていくということが絵に描ければいいのではないかと思います。

○議 長 19 番・関常幸君。

○関 常幸君 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

次の3番から7番目につきましては、副市長も言っておられますが、これはもう連立方程式のようだ。私もこれは一体的に捉えていかなければいけないのだろうと。この市民病院の経営改善の問題とか、大和病院の移転改築、健友館の問題、城内診療所、医師確保はもう一体的に考えていくものだろうと。そういうことを前提にして質問をいたしますが、今この基本的方針——検討委員会の答申を受けて、6つのタスクフォースでの検討と並行して、医療対策推進本部の会議が開催されて、9ページにわたる基本的方針が策定されたわけであり

ますが、そこで当然であると思えますけれども、改めて聞きます。この基本的方針、宮永管理者をはじめ、市民病院の加計院長、大和病院の松島院長をはじめ、病院の現場の医師、看護師さん、そういう総意を持って作成されたと思えますが、そののところについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

今、お聞きして、中身はそのとおりですけれども、総意という言葉に私は引っかかっています。総意というのはどういうことなのか。全員が了解したとか、そういうことはあり得ません。

しかし、医療のまちづくりの検討委員会でよく言われたのは、現場の声が反映されていないと、よく私はかなり議会の皆さんからもいろいろな意味でお叱りも受れたり、その部分の質問をされました。今回のタスクフォースは、まさにコメディカルの皆さんも含めたりする中で、大変な多くの職種の皆さんに参加していただいています。総意かという、私はちょっとそこには引っかかりますが、これらにつきましては、外山副市長がそこをずっとリードして頑張ってきていますので、答弁してもらいたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

私は6つのタスクフォース、全16回、全て参加いたしまして、それから本部会議も4回ありましたけれども、全部参加しました。この6つのタスクフォースのメンバー、一部ダブりますけれども、50人弱で構成されています。市役所の主要な課の職員も入っておりますが、主に現場の職員で構成されておりまして、メインといいますか、大和病院改修等タスクフォース、それから市民病院経営改善タスクフォースのほうでも全部提言という形で取りまとめられております。そこでタスクフォース長が取りまとめた文書は、全員賛成の文書であります。

そして、最終的な基本的方針という形で取りまとめる文言につきましては、第4回の医療対策推進本部で本部員、全員賛成でありまして、さらにこれをその内部で決裁をとる際には、当たり前かもしれませんが、市民病院の幹部、全員の決裁を受けた上で、そして副市長、市長の決裁でやって公のものにしたということをございまして、プロセス的には、かなり丁寧に積み上げてきたと思っております。

以上です。

○議 長 19番・関常幸君。

○関 常幸君 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

私は、タスクフォースは軍事的なところから出てきた言葉で、特定の任務というふうな形ですので、私は大いにタスクフォースの意見を踏まえて医療対策推進本部会議で方向を私は決めたと理解しているわけでありまして、そういう理解でいいわけですよ。

今のほぼ総意だというような形でありましたので、それを受けてもう一点質問しますが、その基本的方針作成に当たり、特に医療対策推進本部会議、そこで、例えばこの問題につい

てはすぐ議論があったとか、例えばこのところはすぐ議論があったと、そういうところを全てでなくていいのですけれども、例えば特に大和病院の問題とか、市民病院の経営改善もすごい項目が出てきておりますけれども、それらの中で特徴的なのがあったら、そのことについて伺います。

○議長 市長。

○市長 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

私の立場としては、推進本部長として、現場からのどういう議論があったかというのは、全て見ておりますが、今ほど議員がお話をされている経営改善の部分や、それからまちづくりのことも田部井前院長は非常に積極的にいろいろな意見をされているし、いろいろ地域に対する思いもあったでしょう。そういったことも見ていて、やはりこう考えておられたのだということが分かったり、もちろん大和病院のことについては、非常にいろいろなやり取りがあったと思います。これらを含めまして、議会に報告できる部分について、決して隠すこともないと、当然思いますが、外山副市長からもちょっと発言してもらいますので、よろしくをお願いします。

○議長 外山副市長。

○外山副市長 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

本部会議だけではなくて、結構、皆どのタスクフォースも真剣でした。特に大和病院改修等タスクフォースは全4回、結構、具体的な話で皆真剣にやりまして、それで時々——先ほどタスクフォースからボトムアップで上がっただけでなく、それぞれ第1回本部会議を開いて、そして2回、3回、4回と開いて、その間タスクフォースも開きながら、逐次報告していたものですから、そういった意味ではもちろん大きなテーマである大和病院改修等タスクフォースの中身は議論になりました。つまり、本当にこの移転改修で経営が成り立っていくのかどうかと、やはり議論がありました。

それから、本部会議でもいろいろなこれをこういうふうなメニューを実現するために、最後やはり医師の確保だろうということで、具体的にどういう形で医師を確保していくのかということが議論になったというか、それはやはり皆当たり前ですけれども、大変だということで、最初の案では、寄附講座であるとか、そういうことしか書いていなかったのですけれども、それで最初にはなかった、もうちょっと多様な、今の働き方改革を視野に入れた多様な医師の確保——今書いてありました短期の勤務形態による常勤医の確保とか、そういうふうなことも入れるべきであるとかということ、やはり現実的な医師確保についてやるべきだという話がございました。

それから、結局、一連の改革の中で、先ほど言いましたし、議員もおっしゃいましたように、全部が連立方程式なものですから、そういうことで、結果的に地方公営企業全体として回るのかどうかというあたりがもう議論になりました。しかし、これを避けて通れないだろうということになりまして、それでその中に指定管理も視野に入れてという文言もあったわけです。文言というか、話題については、ちょっと細かくは申し上げられませんが

も、当然こういう段階になれば、こういうことも視野に入れて、大胆にやっけていかないとなかなか医師の確保も難しいのではないかという意見もありました。

そういうことで、ちょっとここが一番議論があったというわけではありませんけれども、全部がつながっているために、大和病院の移転改修をするためには、公営企業全体として経営改善が成り立たなければ金を返していけないわけですから、そういう文脈もあって市民病院の経営改善をやらなければいけない。その文脈を実現するためには、やはり医師の確保だと。医師の確保のためには、もうちょっと今より違った仕組みがないと、なかなかこの一地方自治体で本当に5年先、10年先、医師を確保できるのかというあたりで話題になったということでありまして、あまり消極的な意見は、少なくとも表面的にはなかったように覚えております。

○議 長 19番・関常幸君。

○関 常幸君 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

経営改善にしても、いろいろな、健友館、大和病院の移転にしても、医師確保がなければ、何もできないわけです。そのためには、指定管理者の制度が、医師を安定的に、容易に受け入れられるのではないか。それが私は市民の安心安全につながる。やはり医師確保——寄附講座とかそういうのも大事です、それはやはり話が出たように、途中でなくなるかも分からないので、やはりそういうのを、指定管理者制度にして、安定的にやはり私は入れていくということが大切だと思いますが、そういう考えはどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

何度も繰り返しているように、その指定管理という在り方は、確かに医療のお医者さんとかの基礎的な回し方というか、きちんとそこを確保してもらえるがために、今全国でいろいろところでそういうところに向かっている。圧倒的にそちらに向かっているわけです。そういうこともあります、我々の地区としては、公立病院で成り立って頑張ってきた地区、そういう強い誇り感もあったり、様々あります。なので、議論を尽くしてもらいたいと。

しかし、私の、これまで少なくとも市長になってからの疑問や、非常に自分として危機感に感じている問題をなかなか後者のほうのこれまでのとおりでいくのかという思いは、私は強烈に思っていますので、この辺をやってきたい。ならば、どちらにメリットがあつてデメリットがあるのか、そういうことも含めてやっけていく。しかし、この医療対策推進本部に至るまでのプロセスの中では、少なくともその出ている皆さんからは異を唱えるわけではなく——この異を唱えるというのは、その検討をしなければならぬ時期に来ているということについては、皆が共有したと、これは驚くべきことでした。

もしそれではない考え方があれば、やはりこの最終的に決定するプロセスの中で、対案がきちんと示されて、そこに責任が持てて、そういうことがなければ議論にはならないと私は思っています。市長としては様々な思いを持っていますが、私から結論を先に言うわけにはいかないと思っています。しかし、この積み上げの中で、私は非常に心配していた部分にや

はり皆が真剣に考えていることを確認ができたということは大変、心が、というか、うれしい思いがしています。これからいよいよ議論していかなければならないと思います。

○議 長 19 番・関常幸君。

○関 常幸君 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

大和病院の移転場所については白紙だということですので、特に私は場所の問題については、取り上げると政治的課題になったり、引っ張り合ったりすることが多々ありますので、ぜひこのところは、医療に携わる皆さんを中心に、また市長のリーダーシップを持って、やはり場所については英断に進めてもらえればと思っております。私ここで聞いたのは、移転とあったから、少しでも頭の中があれば、披露できるのかと思いましたがけれども、披露はしなくて、当然白紙ですので、了解いたしました。

それから、最後にしますけれども、もう一点、時間が追ってきて、もう一つの質問がありますので、この城内診療所の問題です。これはソフトの問題ですので、所長さんと協議が済めば、私は早く——体制ができればですけれども、私、早くこれはできるのではないかと思っておりますので、そのところだけ1点伺います。端的でいいですので、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

いろいろなテーマがあります、医療の基本的方針の中には。この中には関さんが言っているとおり、早く取り組める内容の筆頭ではなかろうかと思っております。この点につきましても、外山副市長のほうからの見解も含めて答弁してもらいますので、よろしくお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

議員のご案内のように、城内診療所は、平成 22 年に地方公営企業法の全部適用をゆきぐに大和病院が受けたときに、セットで1年間、地方公営企業法の中に入ったのです。それがどういうわけか、平成 23 年、外へまた特別会計に出てしまって、今日に至っております。

したがって、先ほど市長が説明したように、構造的にそういう形でやるのは比較的簡単ですけれども、なお、仮に付属診療所になった場合に、受ける側の病院のほうが、どういう形で実際にオペレーションをやるかとか、それから付属診療所といえども、では管理者をどういうふうな形で誰を置くのかということもございます。ただ、全体のそのオペレーションの中では、条例改正は必要ですけれども、わかりし速やかにいく部分ではないかと思っております。

○議 長 19 番・関常幸君。

○関 常幸君 1 南魚沼市の「医療のまちづくり」に関する基本的方針について

1 番の問題、最後にいたしますが、この医療の問題、地域づくり協議会とは非常に大切だと。私も市民の協力がなければ市民病院も大和病院もならないわけですので、ぜひこのところ、今上田地区がいい事例でありますので、伸ばしていってほしいと思います。

実は今、私ども浦佐地域づくり協議会も先日の当初予算で 3,000 万円、予算いただきました

て、今1階部分の改修について鋭意議論しております。それは改修だけではなくて、運営についてもです。どのように運営していくか。その中でどうしてもやはり福祉的な問題、やはり高齢者が来られるような場所にしていこうというのを主に回っているわけでありますので、ぜひまた外山副市長から当地においていただいて、ぜひまた一緒になって——上田地区の次の月でもいいですけども、改修が始まっておりますので、ぜひ相談をお願いしたいと思いますので、これはよろしいです。

2 日本国憲法について

次の質問に移らせていただきます。日本国憲法について伺います。何か憲法というと、なかなかあまり議論をこういうところでふさわしくないのではないかと、私も最初は思ったのですけれども、見ていけばいくほど、憲法は生活に密着しているわけでありますので、やはり堂々とこういうところで私は議論すべきだろうと思って、この問題を取り上げさせていただきました。

日本国憲法、前文と103条からなっておって、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、この三原則で全てこうなっているということはもうご存じのとおりであります。この憲法は戦後、昭和21年11月3日に公布されて、昭和22年5月3日に施行され、74年たっております。

当時と経済や社会情勢、外交環境、大きく変わってきておりますが、憲法は1回も改正されていない。アメリカは27回、フランス24回、ドイツも62回、カナダも18回、イタリアも相当数、改正されております。直近のNHKの世論調査では憲法改正の必要ありが33%、改正必要なし20%、どちらとも言えない42%。憲法改正論議進めるべきが54%、必要ない27%、分からない19%。憲法9条の戦争の放棄は改正が28%、改正必要ない32%、どちらとも言えない36%という状況になっております。

最近の事情でありますけれども、南シナ海——フィリピン、ベトナム、インドネシアとマレーシアとか、ここには中国の強硬姿勢とか、実効支配はご存じのとおりでありまして、そして今、香港の本土化を進めようとしています。さらに尖閣諸島周辺の東シナ海での既成事実化を着々と進めており、2月1日に中国はついに海警法を施行いたしました、この海警法というのは、日本の領土である尖閣諸島をはじめ、東シナ海において日本に対して武器使用すると宣言したものであります。

このまま日本が遺憾や懸念を表明するだけでは、尖閣諸島は中国に奪われてしまいます。第9条第1項、第2項、戦争の放棄はそのままだとしても、自衛隊の保持を憲法に明記する。これを実現しなければ、日本の本気度はアメリカをはじめ各国に伝わらず、韓国には竹島、ロシアには北方領土を取られてしまうのではないかと懸念があります。

もう一点事例を挙げるとすれば、世界189か国の憲法で184か国は緊急事態時の規定の明記があります。日本はないわけであります。現在、新型コロナウイルスに翻弄されているように、感染症と自然災害に強い社会をつくるためにも、緊急事態条項の規定も明記、私は不可欠だと思います。

74年間も見直ししていなかったわけでありますので、まだまだ教育の問題等も様々ありますが、憲法制定当時とは国際社会や日本社会とも激変しており、国会で多に議論して、憲法改正は必要と思います。市長の考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 日本国憲法について

閣議員のご質問の2つ目、日本国憲法について、憲法改正について市長の見解ということであります。私も政治経済学部の政治学科で憲法のほうは若い頃——先生も厳しい先生もありました。いろいろやりましたが、当時とまた今ちょっといろいろな違う思いを持ったりして、なかなか難しい問題だと思っているのですが、自分なりの回答をしたいと思います。

現在の日本国憲法ですが、戦後間もなく、連合国最高司令官総司令部——GHQが主導となって制定をされ、今ほど話があった74年が経過し、その間、一度も改正されることがなく、現在に至っているということであります。改正されることがなくというよりも、正直言えば、改正されないようにつくった。ですから、当たり前です。二度と再び——言葉が悪いですが、あまり言うともた語弊があるのだけれども、そういう台頭を許さない。そういうことがあると、今はひも解かれて分かってきていますよね。

この間、戦後、残念ながら我々が若い時分には、いろいろな意味でこの憲法問題を語ると、すぐに改憲イコール戦争容認とか、そういう議論ばかり、もう飽き飽きしていた若者の一人であります、はっきり言って。そんなことをまだ続けるのかと。そして時代的背景の中で、例えば様々な人権も、新しい人権も出てきたり、いろいろある。こういったことを取り込めないまま、憲法の問題はついに74年間、そのとおりに改憲もないままやってきました。私はそういう意味における改憲論者です。戦争とかそういう問題だけではなくて。

そして自由に自国民が最も大切な法律——法律というか、その上に立つ憲法を議論しにくいこの日本の在り方にやはり憤りを感じてきた一人であります。ただ、それを持って今、政治に飛び込んできたわけではありません。私は地域問題と思ってこちらの世界に来ていますが、ただ一方で、若い時分から関心のあるこの憲法の問題についてはあります。憲法の改正の様々な集会には今も時間があれば、今はちょっとコロナ禍で駄目ですけども、出かけることもありましたし、あります。誠に、でも複雑な思いを持って憲法を見つめている国民、さきの大戦のショックというものは、かくも大きなものだと思っておりますが、であります。

ただ、その中で、救いは、様々にこの解釈によっていろいろやっという涙ぐましい努力をこの間、日本国は続けてきたと、政治の場においても。この中で一定の世界の変化に対応を——完全ではないですけども、今の尖閣諸島の問題とか、いろいろ新たなことが出てきています。完全ではありませんが、しかし、知恵を出しながら、本当に汗水垂らしてこの憲法の解釈によって、その時々時代、事象に立ち向かってきた、そういう意味では誇りのある歴史も持っているということもあわせていかなければならない。

しかしながら、全く改正ができないというような、はっきり言って、占領下の中で決められた憲法というものを74年もたってまだこのざまか、というのは私の本当に思っていると

ころです。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、関常幸君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明日6月8日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時38分〕